



埼玉県スポーツ推進計画

(令和5年度～令和9年度)

—スポーツがはぐくむ 輝く埼玉—

彩の国  埼玉県

「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を目指して



このたび、県がスポーツを推進していく上で目指すべき方向性や取組の計画を示す、令和5年度からの新たな「埼玉県スポーツ推進計画」を策定しました。

前計画の期間中、本県ではラグビーワールドカップ2019日本大会と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。本県ゆかりの選手をはじめとするアスリートの活躍は、県民の皆様には大きな感動を与え、スポーツへの関心を高めました。また、大会を通じて、ボランティアが活躍したほか、パラスポーツへの理解が促進されたことなどにより、共生社会の実現に向けた意識が醸成されました。他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、練習や大会の中止、無観客での試合開催、様々な面での行動制限など、思うようにスポーツができない厳しい時期もありました。

新たな計画では、基本理念を「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」としました。これは、両大会のレガシーを次世代に引き継ぎ、新たなスポーツの価値を生み出し、育てていくとの思いを込めたものです。重点的に推進する施策として、働く世代・子育て世代など、スポーツ実施率の低い層がスポーツをする機会の充実、アーバンスポーツやeスポーツなど多彩なスポーツの機会の創出、スポーツ科学を活用したアスリートの競技力向上、スポーツを通じた地域の活性化を掲げました。ポストコロナに向け、障害の有無や年齢、性別、国籍に関わらず、誰もがスポーツを身近に楽しむことができる環境づくりを進めてまいります。

スポーツには、「する」、「みる」、「ささえる」といった様々な楽しみ方があります。一人でも多くの県民の皆様にはスポーツを楽しんでいただき、充実したスポーツライフをお送りいただきたいと思います。

計画の策定に当たり、埼玉県スポーツ推進審議会の委員の皆様をはじめ、関係団体や県民の皆様から貴重な御意見や御提言を頂きましたことに心から感謝申し上げます。

令和5年3月 **埼玉県知事 大野元裕**

目 次

内容

第1章 計画の策定に当たって.....	7
1 はじめに.....	7
(1) 計画策定の趣旨.....	7
(2) 計画の位置付け.....	7
(3) 計画の期間.....	7
2 本県のスポーツを取り巻く環境の変化.....	8
(1) 社会状況の変化.....	8
(2) スポーツの価値の再確認.....	12
(3) 国・県の動向.....	14
3 第3期計画におけるスポーツの考え方.....	15
(1) 「スポーツ」の意義.....	15
(2) スポーツを通じた社会課題の解決への期待.....	16
第2章 本県におけるスポーツの現状及び課題.....	18
1 第2期計画の達成状況.....	18
2 県民のスポーツ活動の状況と課題.....	22
(1) 成人のスポーツ活動.....	22
(2) 障害者のスポーツ活動.....	26
(3) 子供のスポーツ活動.....	29
(4) アスリートの競技力向上.....	34
3 本県のスポーツ資源の現状と課題.....	36
(1) 立地・自然環境.....	36
(2) 施設.....	37
(3) 団体・人材等.....	40

第3章 計画の基本となる理念と目標	44
1 基本理念	44
2 基本目標	45
【目標1】 すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～	45
【目標2】 多彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～	46
【目標3】 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～	47
【目標4】 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた活力のある社会の実現～	48
第4章 計画の内容	49
1 施策の体系	49
2 施策の展開	50
施策1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実	50
(1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供	50
(2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進	51
(3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進	52
施策2 子供・若者のスポーツ活動の充実	54
(1) 学校体育の充実	54
(2) 学校運動部活動の充実と地域クラブ活動への移行に向けた支援	56
(3) 地域におけるスポーツ活動の充実	58
(4) スポーツを通じた青少年の健全育成	61
施策3 パラスポーツの機会の充実	63
(1) 障害に応じたスポーツの機会の創出	63
(2) パラスポーツの推進	64
施策4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり	66
(1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実	66
(2) 第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）さいたま大会（仮称）の開催	67
(3) スポーツを通じた健康増進・健康長寿社会の実現	67

施策5	スポーツを支える基盤づくり	69
	(1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進	69
	(2) スポーツを支える担い手が活躍する場の充実	70
	(3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備推進	71
	(4) スポーツに関する情報発信の強化	72
	(5) スポーツにおけるDXの推進	74
施策6	スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出	76
	(1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実	76
	(2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催	77
	(3) プロ・トップスポーツチーム等を身近に感じる機会の拡大	78
施策7	スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上	80
	(1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援	80
	(2) アスリートの競技力向上支援	81
	(3) アスリートの競技継続支援	82
	(4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実	83
	(5) 支援体制の強化	84
	(6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進	85
施策8	スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保	86
	(1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化	86
	(2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止	86
	(3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止	87
	(4) スポーツ事故・スポーツ障害の防止	88
施策9	スポーツを通じた共生社会の実現	89
	(1) 女性の活躍	89
	(2) パラスポーツの普及、裾野拡大	90
	(3) 国際交流の促進	92

施策10 スポーツを通じた地域の活性化.....	93
(1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり.....	93
(2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携・協働による地域振興.....	94
(3) スポーツの成長産業化.....	95
第5章 計画の推進体制.....	97
1 総合的な推進体制.....	97
2 多様な主体との連携・協働.....	97
3 計画の進行管理.....	97
資料編.....	98
埼玉県スポーツ推進計画における指標.....	98
スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）〔抄〕.....	101
埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例.....	102
参考とした主な調査の概要一覧.....	103
埼玉県スポーツ推進審議会委員名簿.....	105
埼玉県スポーツ推進計画策定経過.....	106

第1章 計画の策定に当たって

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本県では、「埼玉県スポーツ推進計画（第1期 計画期間：平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）、第2期 計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）」に基づき、スポーツの振興に取り組んできました。

これまでの計画による成果と課題を検証し、スポーツを取り巻く状況や基本的な考え方を踏まえ、「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を目指して、この度、新たな「埼玉県スポーツ推進計画（以下「第3期計画」という。）」を策定することとします。

(2) 計画の位置付け

第3期計画は、今後、埼玉県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示すもので、「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」のスポーツの振興に係る部門別計画です。また、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に定める「地方スポーツ推進計画」と位置付けています。

本県の実情を踏まえた上で、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、市町村、スポーツ関係団体や広く県民からいただいた御意見や埼玉県スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ策定しました。

(3) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を、第3期計画の計画期間とします。

2 本県のスポーツを取り巻く環境の変化

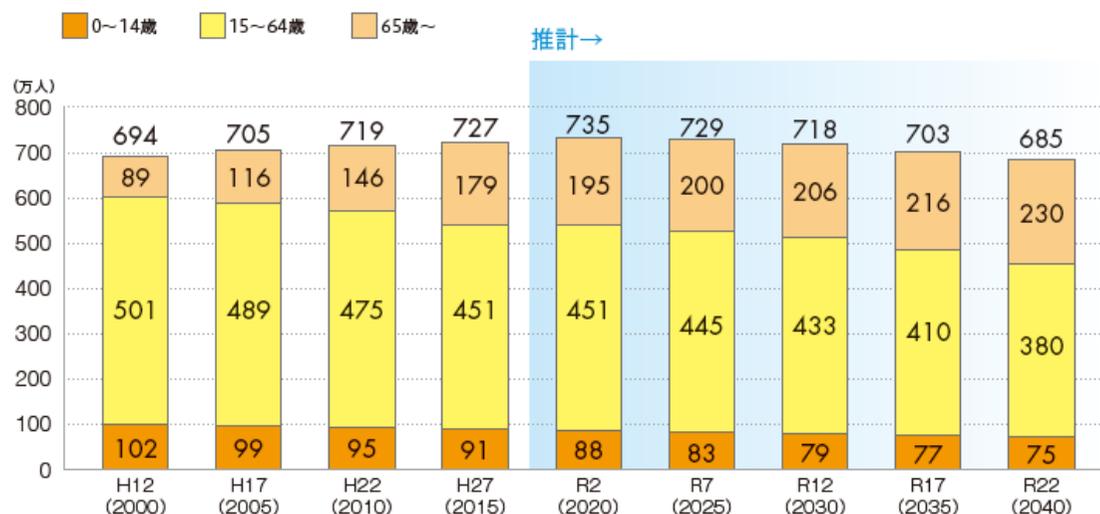
(1) 社会状況の変化

① 人口減少と人口構造の変化

本県の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から令和2年（2020年）まで一貫して増加してきましたが、平成24年（2012年）に自然減に転じています。今後は自然減が社会増を上回ることによって人口減少に転じ、令和22年（2040年）には700万人を下回ると予想されています。

0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が続く一方で、65歳以上の高齢者は増加が続き、令和22年（2040年）には県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。75歳以上の後期高齢者は、団塊世代の高齢化に伴い、令和12年（2030年）にかけて全国で最も速いスピードで増加し、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えます。

図表1-1 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



出典：埼玉県「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」

※平成27年までは「国勢調査」（総務省）、令和2年以降は埼玉県推計

（国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。

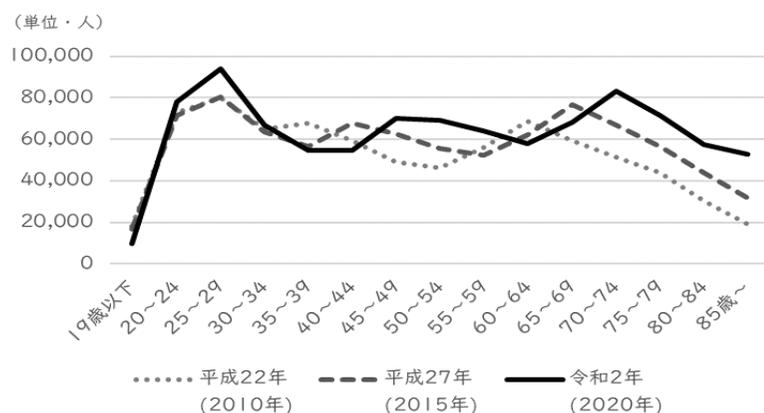
なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。）

② 家族構成・地域コミュニティの変化

都市化や家族形態の変容、個人の価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域におけるつながりや支え合いといった人間関係が希薄化し、家族や地域社会の教育力の低下が指摘されています¹。平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比較すると、高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、その他の単独世帯が増加傾向にあります。

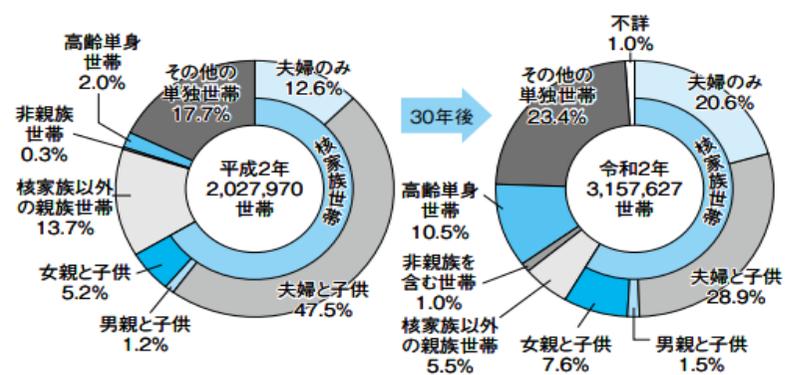
また、本県の在留外国人数は、年々増え続け、令和3年（2021年）12月末現在で約20万人です。

図表1-2 世帯主の年齢階級別、単独世帯数年次推移



出典：総務省「国勢調査」から埼玉県作成

図表1-3 家族類型別一般世帯構成比の変化



注) 平成2年の「非親族世帯」には、親族のみの世帯に非親族が同居する世帯は含まれていない。
資料：「国勢調査」総務省統計局

出典：埼玉県「統計からみた埼玉県のすがた 2022年版」

図表1-4 埼玉県内在留外国人数

平成27年(2015年)末	139,656
令和3年(2021年)末	197,110
増減数	+57,454

(単位: 人)

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」から埼玉県作成

¹ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(平成27年12月21日 中央教育審議会)

参考 URL https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm

中央教育審議会、教育振興基本計画部会(第11期~)資料

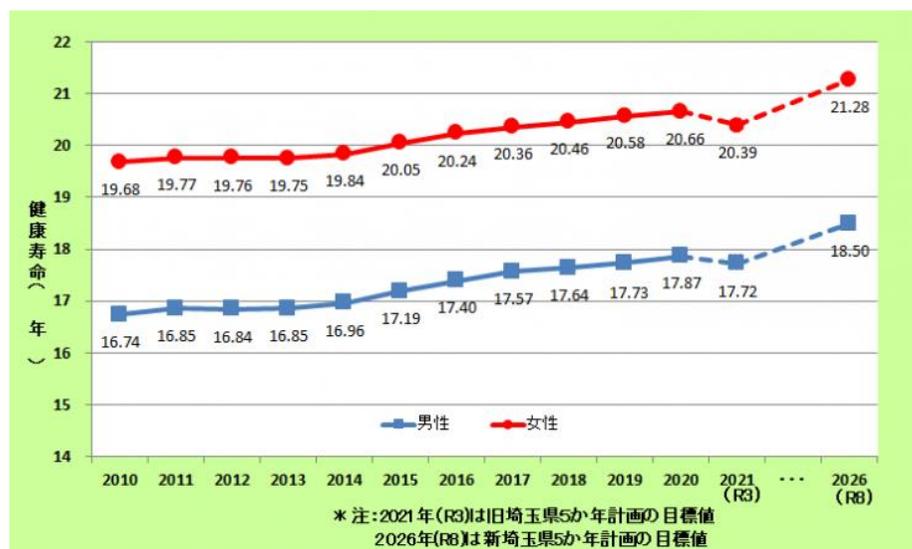
参考 URL https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo17/index.html

③ 健康状態の変化

本県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、「介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間」を健康寿命²として算出しています。本県の健康寿命は、令和2年（2020年）に、男性17.87年、女性20.66年となっています。男女とも緩やかな上昇傾向が続き、この10年間で、男性は1.13年、女性は0.98年延びています。

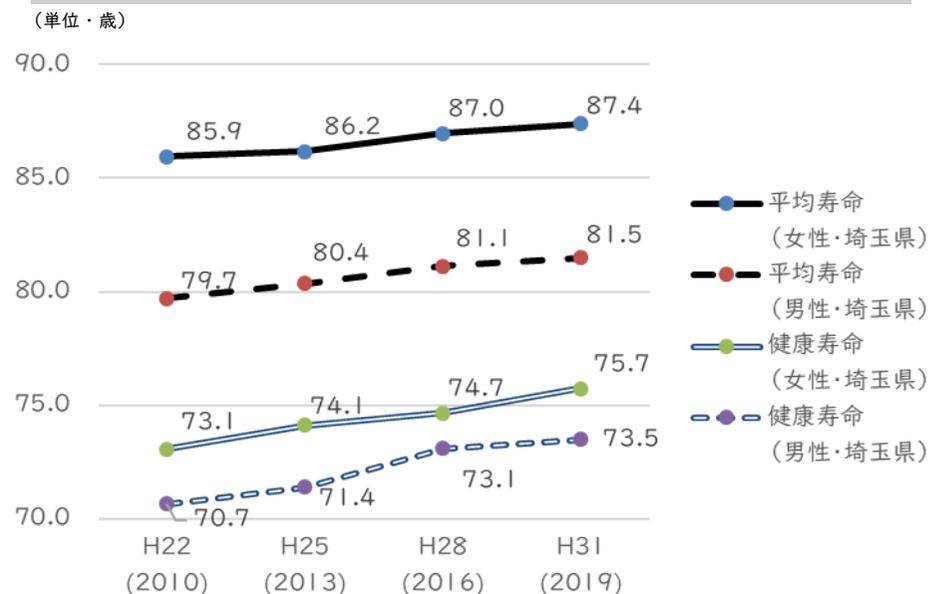
なお、国が発表している健康寿命は、国民生活基礎調査を基に「日常生活に制限のない期間」として算出しています。国が算出した埼玉県の令和元年（2019年）の健康寿命と平均寿命の差は男性で8.0年、女性で11.7年となっています。男女とも平成22年（2010年）と比較し、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加となっています。

図表1-5 埼玉県における健康寿命の推移



出典：埼玉県衛生研究所 健康寿命算出ソフト「健寿君」による

図表1-6 埼玉県の健康寿命と平均寿命（厚生労働省算出）



出典：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」から
埼玉県作成

² 埼玉県健康長寿計画（第3次）
参考 URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/10202/chojuplan.pdf>

④ ライフスタイル・行動様式の変化・多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークやワーケーションなど、時間や場所を有効に活用した柔軟な働き方が進み、人々の働き方が多様化しました。また、大勢の人が集まる機会が減少し、外出を控えるなど多くの人々のライフスタイルが変化しました。柔軟な働き方で増えた余暇を有意義に過ごしたり、外出を控えたことによる運動不足やストレスを解消したりするため、スポーツの需要が高まりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大への対応がデジタル技術の活用を拡大・浸透させ、新たな社会生活への変革が進む契機ともなっています。人々の直接的な交流が自粛された一方で、デジタル技術を介した交流が進展しました。スポーツにおいては、オンラインでのスポーツ教室やスポーツ大会（eスポーツ、バーチャルスポーツ）が開催されるなどの新しい動きが進んでいます。また、デジタル技術を活用したトレーニングも注目を集めています。

⑤ 共生社会の実現に向けた変化

「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）（以下「第2期計画」という。）」の計画の期間中、障害者文化芸術活動推進法、読書バリアフリー法の施行や障害者雇用促進法の改正などが行われ、障害の有無にかかわらず活躍できる社会の実現に向けた法整備が進みました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）³の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、障害・年齢・性別・国籍を問わず誰もが意欲と能力に応じて活躍できる環境づくりが重要になります。本県では、「日本一暮らしやすい埼玉」、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会」の実現を目指した取組を進めています。

³ 平成27年（2015年）の国連サミットにおいて加盟国（193か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和12年（2030年）までに実現するための国際目標。本県でもSDGsを部局横断的に全庁が一丸となって施策を展開するとともに、県民や企業など民間主体も巻き込みワンチームで「埼玉版SDGs」を推進している。

(2) スポーツの価値の再確認

① ラグビーワールドカップ2019日本大会⁴の開催

令和元年（2019年）にラグビーワールドカップ2019日本大会（以下「RWC2019」という。）が開催されました。アジア初の開催となるラグビーワールドカップに日本中が熱狂に包まれました。本県ではこの大会に向けて全面改修を行った熊谷ラグビー場で3試合が開催され、延べ約72,000人の観客が世界最高峰の試合を観戦しました。地元の熊谷市や関係団体との連携により円滑な観客輸送を実現したほか、地元の小中学生らによる出場国の国歌の斉唱、熊谷駅前での祭ばやしでの歓迎、ボランティアの方々による丁寧な案内は、心のこもった「おもてなし」として、海外から来場した選手やファンに大きな感動を与えました。また、当大会のレガシー⁵として、埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地移転や熊谷ラグビー場での試合数の増加など、県民がスポーツに親しむ機会の増加へとつながっています。

② 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、県民のスポーツ活動や子供たちの部活動、アスリートの強化活動、県内を本拠地とするプロスポーツチーム、トップレベルの実業団チーム、クラブチーム（以下「プロ・トップスポーツチーム」という。）の活動など、様々なスポーツ活動の自粛が余儀なくされました。一方、こうした状況を打開するために、各関係団体において、感染症対策をはじめ様々な工夫を凝らし、人々や社会を勇気づけ、スポーツ活動を通じた日常を取り戻す取組を続けてきました。

⁴ 2019年に日本国内で開催された第9回ラグビーワールドカップ。大会は2019年9月20日～11月2日の日程で、熊谷ラグビー場を含む全国12の会場で開催された。

⁵ 英語で「遺産」を意味する言葉。大会やイベント終了後も継続して行われる長期的な良い影響、継続的な取組を指す。

なお、IOCが策定したOlympic Legacy and Impactsでは、オリンピックの開催を契機として社会にもたらされ、その後持続する「長期にわたる、特にポジティブな影響」のことを「オリンピック・レガシー」と定義している。オリンピック・レガシーの分野としてスポーツ、社会、環境、都市、経済の5分野を挙げている。

③ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会⁶の開催

令和3年(2021年)に、大会開催の是非を含め様々な声が寄せられた中で、大部分の競技を無観客として東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)が開催されました。そのような状況下でも、トップアスリートが全力で競技に挑む姿は多くの人に感動をもたらしました。また、選手たちが励まし称え合う姿に、スポーツの持つ素晴らしさを再確認しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、ホストタウンなどの交流事業は十分に実施できませんでしたが、人々のスポーツへの関心や熱意が高まりました。

そして、「多様性と調和」を理念の一つに掲げ共生社会の実現を目指した東京2020大会の開催は、多くの人々に共生社会の実現の重要性と素晴らしさを実感させ、実現に向けた社会的機運が高まりました。オリンピック出場選手の約49%が女性であり、史上初のジェンダー・バランスのとれた大会となりました。パラリンピックは22競技、約4,400名の選手が参加する史上最大規模の大会となりました。また、パラリンピック出場選手の約42%が女性であり、女性選手の出場割合が過去最高となりました。

LGBTQアスリートであることを公表したオリンピックは186名、パラリンピアンは36名となり、トランスジェンダーである選手が初めて自認する性別で出場するなど、これまでで最も多様性のある大会となりました。

一方で、SNS等による誹謗中傷への厳格な対応やハラスメントの防止など、様々な脅威に対するたゆまない取組の必要性が再認識されました。

⁶ 2021年夏季に開催されたオリンピック・パラリンピック大会。オリンピックは2021年7月23日～8月8日の日程で、パラリンピックは2021年8月24日～9月5日の日程で開催された。埼玉県でもオリンピック4競技(バスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃)とパラリンピック1競技(射撃)が開催された。

(3) 国・県の動向

① 第3期スポーツ基本計画（国）

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針です。令和4年（2022年）3月には第3期スポーツ基本計画が策定されました。今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた計画となっています。

この第3期スポーツ基本計画は、第2期スポーツ基本計画の基本方針を踏襲しつつ、「東京2020大会のレガシーの継承・発展に資する重点施策」、「新たな3つの視点（① スポーツを「つくる／はぐくむ」、② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③ スポーツに「誰もがアクセス」できる）」を踏まえた具体的な12の施策が盛り込まれています。

② 埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～

本県は、県政運営の基礎となる「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を令和4年（2022年）3月に策定しました。本5か年計画は、少子高齢化、激甚化・頻発化する災害、デジタル技術の進展など時代の転換期に対応し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すものです。

本県では、令和4年度（2022年度）からのこの5か年計画を県政運営の基本計画として、個別の行政計画の上位に位置付け、各分野における施策を展開することとしています。「支え合い魅力あふれる地域社会の構築」に向けて、スポーツの分野についても、「スポーツの振興」の施策を盛り込んでいます。

3 第3期計画におけるスポーツの考え方

(1) 「スポーツ」の意義

スポーツ基本法の前文では「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とした上で、スポーツの定義を「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としています。

スポーツは、専用の施設に行き、あるいは、チームや団体に所属し、専用の道具を揃えて行うものと考えの人がいます。また、高いレベルの技術や意欲が必要と感じる人や、日常生活とはあまり関係のないものとして捉える人がいるのも事実です。その一方で、一人で手軽にできる散歩・ウォーキング、ストレッチ、軽い体操、ダンスやヨガ、自然と親しむ登山、トレッキング等を行う人も増えています。スポーツは、ルールのある競技としてのスポーツのほか、ハイキング、サイクリング、仲間との交流を目的としたレクリエーション、気分転換やストレス解消のための散歩・ウォーキングやストレッチ、軽い体操等も含まれた幅広いものです。この第3期計画では、高いレベルの競技から楽しみながら体を動かすことまでを広く「スポーツ」として捉えています。

「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持ちます。スポーツには人生を楽しく、健康的で毎日をいきいきと過ごすための力があります。スポーツを通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、日常生活において、充実したスポーツライフを送ること「Sports in Life」の実現が望まれます。

スポーツを「する」ことは、体力の維持向上やストレス解消など、心身の健康保持、日常生活の充実感の向上につながります。

スポーツを「みる」ことは、限界に挑戦するアスリートの姿に触れ、感動し、勇気や明日への活力が湧くなど、人生をより豊かにする、人生を前向きに捉えるための大きなきっかけとなります。

スポーツを「ささえる」ことは、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味し、指導者や審判等、スポーツの専門家となってスポーツを支援するほか、通訳等の大会運営ボランティアやサポーター等、スポーツに関わる様々な活動を通じて自己実現を図るとともに、人と人との絆を強くすることにも寄与します。

「みる」ことをきっかけに「する」「ささえる」ことを始めたり、「する」側から「ささえる」側に回ったりと、スポーツへの関わり方に好循環が生まれ、更にスポーツの楽しさを深めることができます。

(2) スポーツを通じた社会課題の解決への期待

① 共生社会の実現

スポーツは年齢、性別、国籍、人種、文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが親しむことができるものです。スポーツを通じて他者への理解、共感、敬意を育み、「心のバリアフリー」⁷の体現が可能となります。地域住民の支え合いの推進、ボランティア活動の活発化や寄附文化が醸成されるなど、スポーツが共生社会の実現に貢献することが期待されています。

② 青少年の健全な育成

スポーツは身体の健全な成長を促します。また、スポーツによる仲間との交流を通じて、豊かな人間関係を築いたり、他人への思いやりの心を育んだりするほか、フェアプレーの精神や自らの限界に挑戦するための克己心を身に付けられるなど、スポーツによる青少年の健全な育成が期待されています。

③ 健康増進・健康長寿社会の実現

人生100年時代⁸を見据えて、スポーツを無理なく、楽しみながら適切に継続して行うことは、生活習慣病の予防などを含め、全世代における心身の健康増進につながります。特に、高齢者が適度なスポーツを実施することで、加齢による筋力低下や、運動器障害を防止し、介護予防につながります。医療費の抑制や健康寿命の延伸など、スポーツが健康長寿社会の実現に貢献することが期待されています。

また、働き方やライフスタイル等の多様性の進展に伴い、従業員の健康に配慮し、生産性の向上を図る「健康経営」⁹が重視されるようになってきました。企業や団体等によるスポーツの習慣づくりを通じ、働く人の活力向上や健康増進及び健康寿命の延伸が期待されています。

⁷ 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」より）。

⁸ ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットン（Lynda Gratton）教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとされている。

⁹ 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、従業員の健康増進が組織の活力向上や生産性の向上に寄与し、結果として企業の価値の向上につながるという考え方。

④ 地域の活性化

スポーツには人を元気づけ、人を結びつける力があります。人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティのつながりの強化や地域の魅力づくり等、スポーツによる地域の活性化が期待されています。

本県は多様なスポーツ施設や豊かな自然、プロ・トップスポーツチームの拠点など、多彩なスポーツ資源に恵まれています。これらの豊富な地域のスポーツ資源を生かした地域でのにぎわいや経済効果の創出、スポーツ活動の活発化による関連市場の拡大が図られることも期待されます。

第2章 本県におけるスポーツの現状及び課題

1 第2期計画の達成状況

第2期計画は、「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念として、スポーツを通じて埼玉県がより活力ある県となることを目指して策定され、7つの指標を設定し、達成に向けて取り組みました。

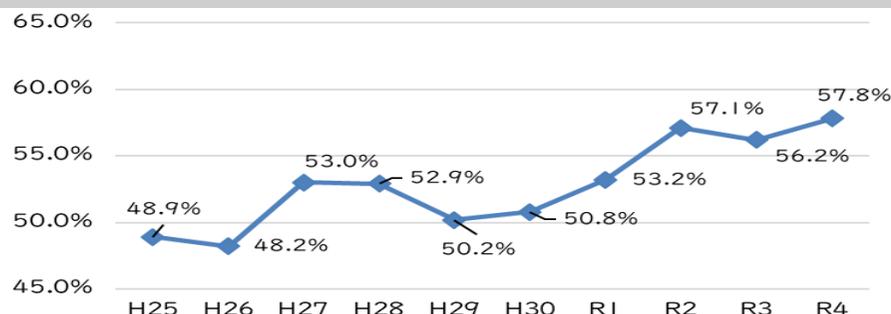
① 【指標1】週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合

- ・ 目標値「65.0%以上」に対し、令和4年度（2022年度）は57.8%となっています。様々なスポーツ大会やイベントの開催、レクリエーション活動の普及等により、全体的にスポーツ実施率は上昇傾向にあるものの、目標には達していません。なお、令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度と比較してスポーツ実施率が減少しています。

② 【指標2】組織運営の点検や評価を行い、運営改善を図る総合型地域スポーツクラブ¹⁰の割合

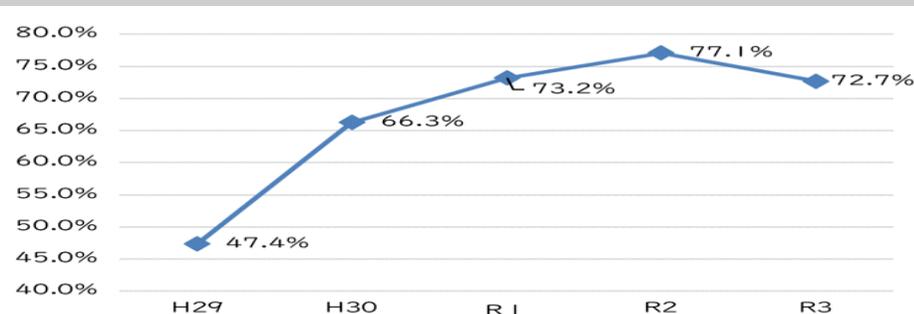
- ・ 目標値「70.0%以上」に対し、令和3年度（2021年度）は72.7%となっています。令和元年度（2019年度）に目標値を達成しました。PDCAサイクルにより運営の改善・充実を図る総合型地域スポーツクラブの増加により、質的な充実が図られています。

図表2-1 【指標1】週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合



出典：埼玉県「埼玉県政世論調査」

図表2-2 【指標2】組織運営の点検や評価を行い、運営改善を図る総合型地域スポーツクラブの割合



出典：スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」から埼玉県作成

¹⁰ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

③ 【指標3】中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合

- ・ 目標値「80.0%以上」に対し、令和元年度（2019年度）は65.6%となっています（令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止。また、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は調査における同等の選択肢が異なる。）。ほぼ横ばいの状況が続いており、目標値には届いていません。

図表2-3 【指標3】中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
割合	65.7%	66.4%	65.6%	-	※	※

※ 令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、調査における同等の選択肢が異なるため比較せず¹¹

出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から埼玉県作成

¹¹ 令和2年度は、指標数値算出根拠となる調査（スポーツ庁・全国体力・運動能力、運動習慣等調査）が全国的に任意による実施となったため、データなし。なお、当該設問への選択肢は、令和元年度調査までは3択（思う、思わない、分からない）、令和3年度調査からは4択（思う、やや思う、あまり思わない、思わない）となっている。

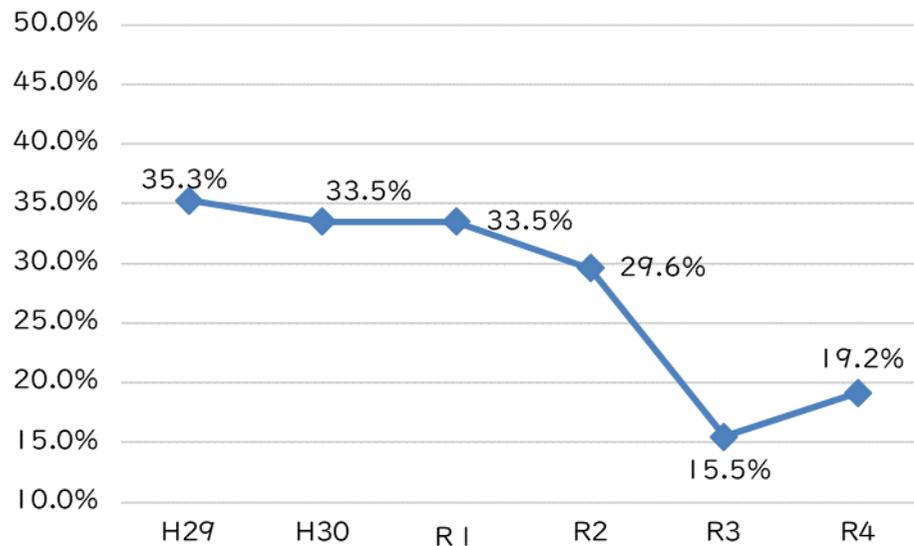
④ 【指標4】過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマを問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合

- ・ 目標値「50.0%以上」に対し、令和4年度（2022年度）は19.2%となっており、目標値には届いていません。

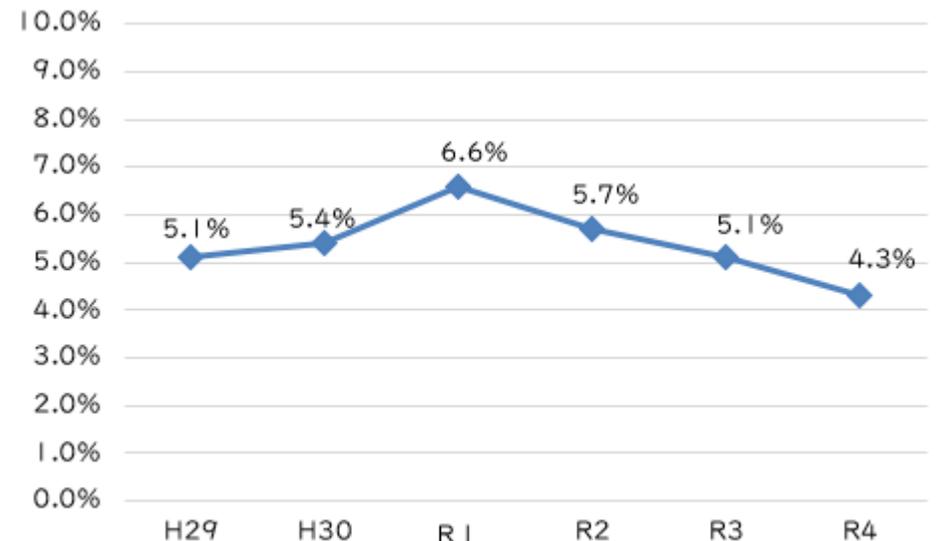
⑤ 【指標5】スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合

- ・ 目標値「10.0%以上」に対し、令和4年度（2022年度）は4.3%となっています。ほぼ横ばいの状況が続いており、目標値には届いていません。

図表2-4 【指標4】過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマを問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合



図表2-5 【指標5】スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合



出典：埼玉県「県政サポーターアンケート」から埼玉県作成

⑥ 【指標6】 国民体育大会における男女総合成績（天皇杯）

- ・ 目標値「3位以上」に対し、令和4年度（2022年度）は3位と目標を達成しました。

⑦ 【指標7】 国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数

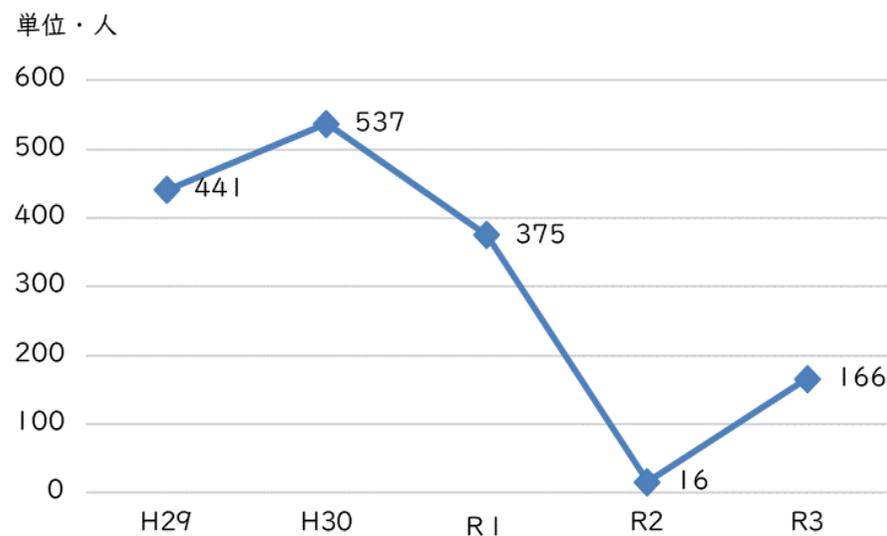
- ・ 目標値「500人以上」に対し、平成30年（2018年度）には537人と目標を達成しました。その後は、新型コロナウイルス感染症拡大による国際大会の中止等を受け、大きく減少しております。

図表2-6 【指標6】 国民体育大会における男女総合成績（天皇杯）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
順位	3	4	4	—*	—*	3

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止
埼玉県スポーツ振興課調べ

図表2-7 【指標7】 国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数



埼玉県スポーツ振興課調べ

2 県民のスポーツ活動の状況と課題

(1) 成人¹²のスポーツ活動

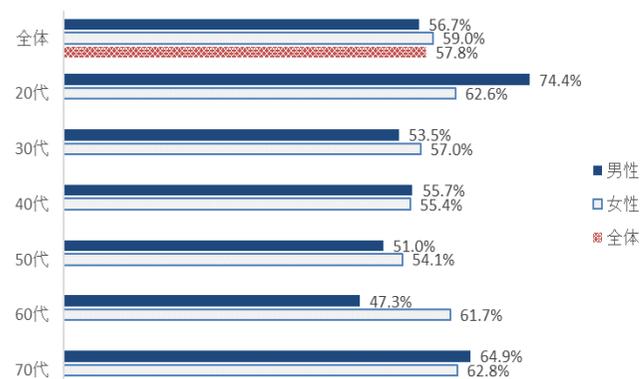
① スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合

県政世論調査（令和4年度（2022年度））によると、1年間にスポーツを週に1回以上行う20歳¹³以上の県民の割合（スポーツ実施率）は令和4年（2022年）時点で57.8%であり、第2期計画の目標値である「65.0%以上」には到達していません。県政世論調査及びスポーツ庁・スポーツの実施状況等に関する世論調査（令和3年度（2021年度））によると、スポーツを「週に1回以上」実施した割合を年代別にみると、20～50歳代である「働く世代」「子育て世代」の実施率が低くなっています。さらに、男女別にみると、「女性」の実施率が低くなっています。

■ 課題

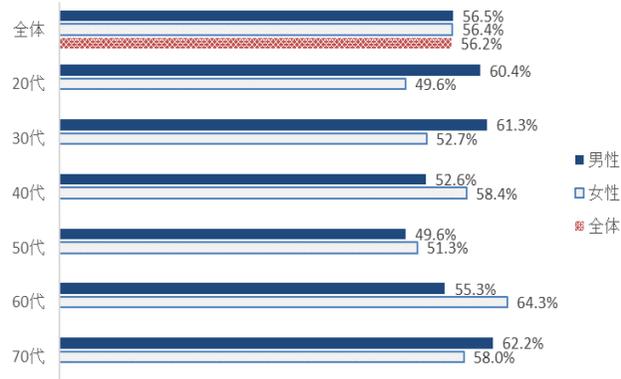
県民誰もが生涯にわたって継続して健康や体力を維持するためには、スポーツ実施率が低い「働く世代」「子育て世代」「女性」をターゲットにした効果的な対応が求められます。

図表2-7 スポーツを週1回以上行う
20歳以上の県民の割合（埼玉県、R4）



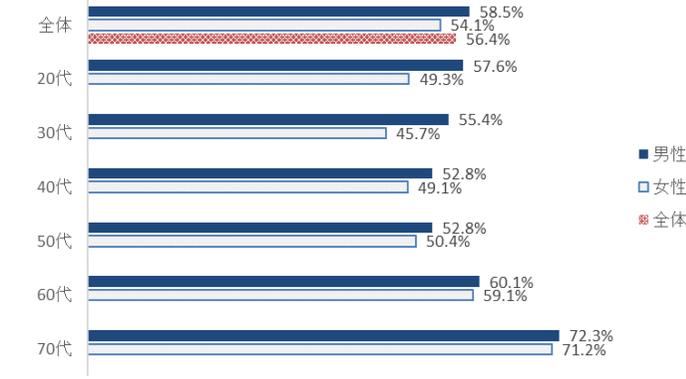
出典：埼玉県「県政世論調査」（令和4年度）から埼玉県作成

図表2-8 スポーツを週1回以上行う
20歳以上の県民の割合（埼玉県、R3）



出典：埼玉県「県政世論調査」（令和3年度）から埼玉県作成

図表2-9 （参考）成人の週1回以上
運動スポーツをする者の割合（全国、R3）



出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（令和3年度）から埼玉県作成

¹² 成人には、障害者も含む。

¹³ 民法の改正により、2022年4月から成人の年齢が20歳から18歳に引き下げられた。第2期計画では、1年間にスポーツを週に1回以上行う「20歳以上」の県民の割合を指標としていたことから、本項では、「20歳以上」の状況について記載する。

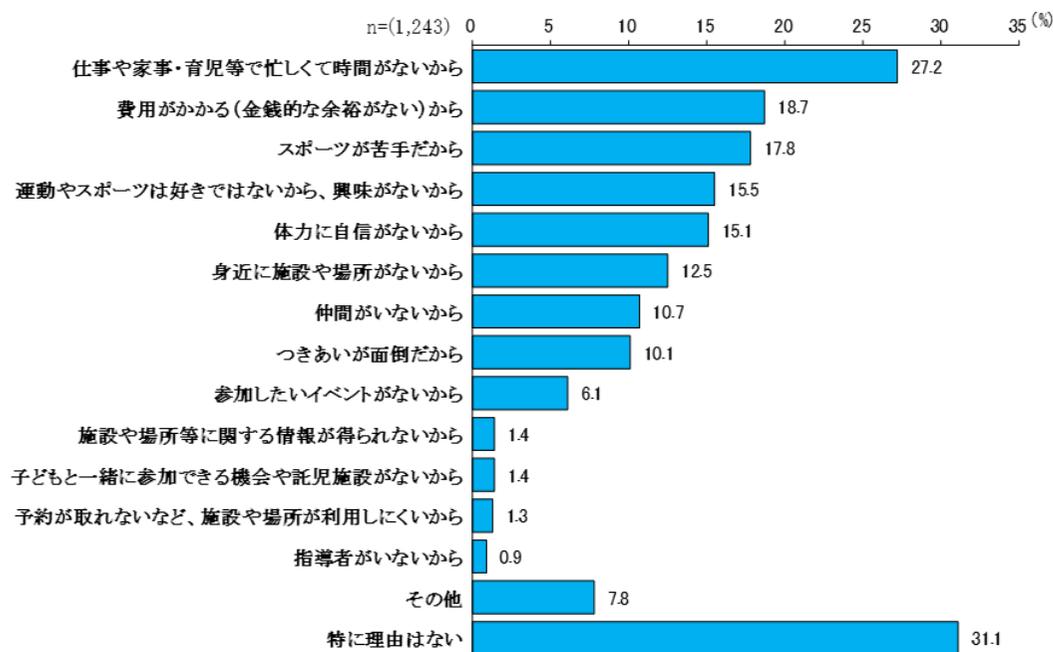
② 週1回以上スポーツをする機会がなかった（しなかった）理由

週1回以上スポーツをする機会がなかった理由は、「仕事や家事・育児等で忙しくて時間がないから」（27.2%）が最も多く、次いで、「費用がかかる（金銭的な余裕がない）から」（18.7%）、「スポーツが苦手だから」（17.8%）などとなっています。

■ 課題

仕事や家事・育児等で忙しくて時間がない「働く世代」「子育て世代」に、職場や仕事・家事の合間でもスポーツに触れるきっかけをつくり、何よりもスポーツの「楽しさ」や「喜び」を感じてもらうことが重要です。このためには、通勤時間や休憩時間に気軽に取り組めるスポーツの紹介、スポーツに親しむ余暇時間を増やすための環境づくりや意識啓発等の推進が求められます。また、スポーツをあまり経験していない人を含め、より多くの人にスポーツを身近に感じていただき、更にスポーツに親しんでいただけるよう、レクリエーションや様々なスポーツに触れる機会を拡大・充実していくことも重要です。

図表2-10 スポーツをしない理由（成人）



出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」（令和3年度）

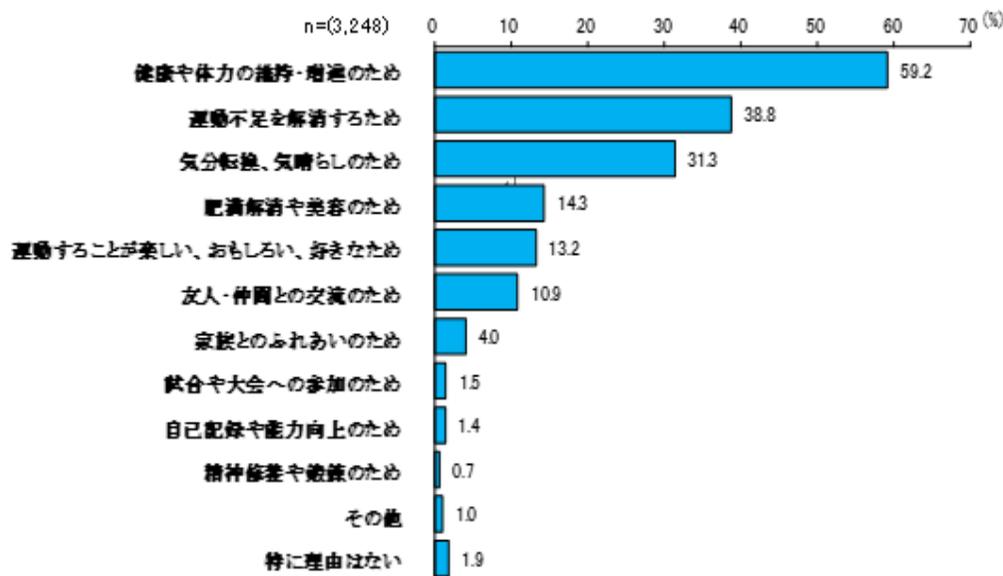
③ スポーツをする理由

運動やスポーツをする理由は、「健康や体力の維持・増進のため」(59.2%)が最も多くなっています。第2期計画策定時(平成28年度(2016年度))とほぼ同じ割合です。年代別に見ると、全ての年代で「健康や体力の維持・増進のため」が多く、年代が上がるほど、その割合は増えています。60歳以上では、73.9%と高い割合を示しており、高齢になるほど健康や体力への関心が高まっています。一方で、20~30歳代の若い世代では、「気分転換、気晴らしのため」が他の世代と比較して高くなっています。

■ 課題

県民のスポーツをすることにに対する自主性を引き上げることが必要です。

図表2-11 スポーツをする理由(成人)



出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」(令和3年度)

図表2-12 スポーツをする理由(成人・年代別)

	調査数	健康や体力の維持・増進のため	運動不足を解消するため	気分転換、気晴らしのため	肥満解消や美容のため	運動することが楽しい、好きのため、おもしろい、好きなため	友人・仲間との交流のため	家族とのふれあいのため	試合や大会への参加のため	自己記録や能力向上のため	精神修養や鍛錬のため	その他	特に理由はない
全体	3248	59.2	38.8	31.3	14.3	13.2	10.9	4.0	1.5	1.4	0.7	1.0	1.9
20-29歳	430	43.3	33.3	38.6	18.6	19.3	15.6	3.5	2.8	1.9	0.9	0.7	2.1
30-39歳	510	45.9	40.2	33.9	23.1	12.7	10.2	8.0	1.4	1.6	1.6	0.4	1.6
40-49歳	614	51.5	38.3	32.7	19.2	10.9	8.8	6.2	1.3	1.5	0.5	1.0	2.3
50-59歳	458	59.8	33.8	31.4	13.3	14.6	7.4	3.3	1.3	1.3	0.7	2.2	3.1
60歳以上	1236	73.9	42.2	26.9	7.0	11.8	11.8	1.7	1.3	1.1	0.3	0.8	1.4

出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」(令和3年度)

④ スポーツを現地で観戦した割合・スポーツに関するボランティアに参加した割合

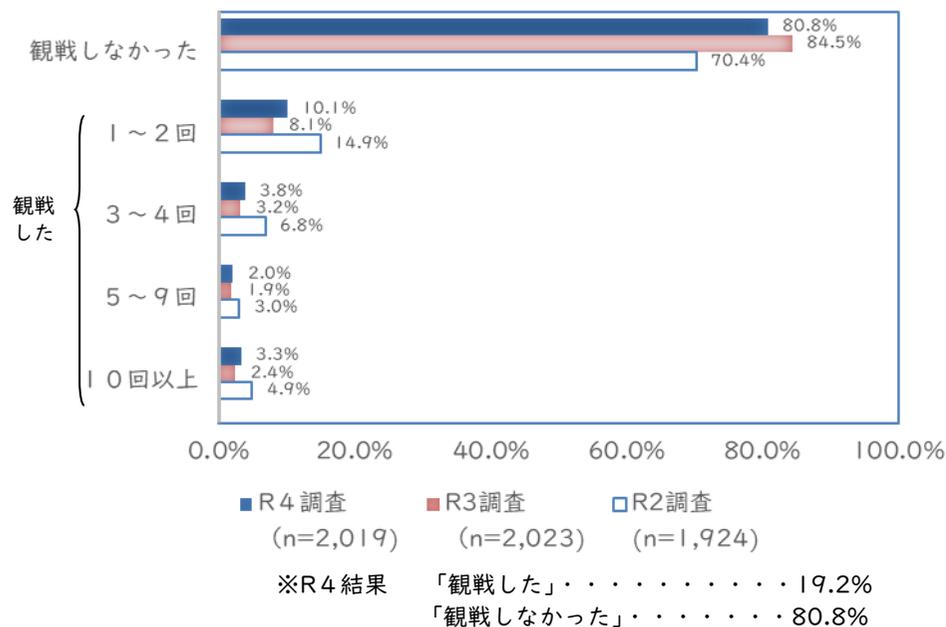
過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマを問わず）を実際に会場で「観戦した」と回答した人の割合（スポーツを現地で観戦した割合）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、非常に低い状況です。

スポーツに関するボランティア（スポーツイベントやスポーツの指導への協力等）に参加した人の割合（令和4年度（2022年度））は約5%ですが、当該活動を「行いたい」と思っている人の割合は約3割となっています。

■ 課題

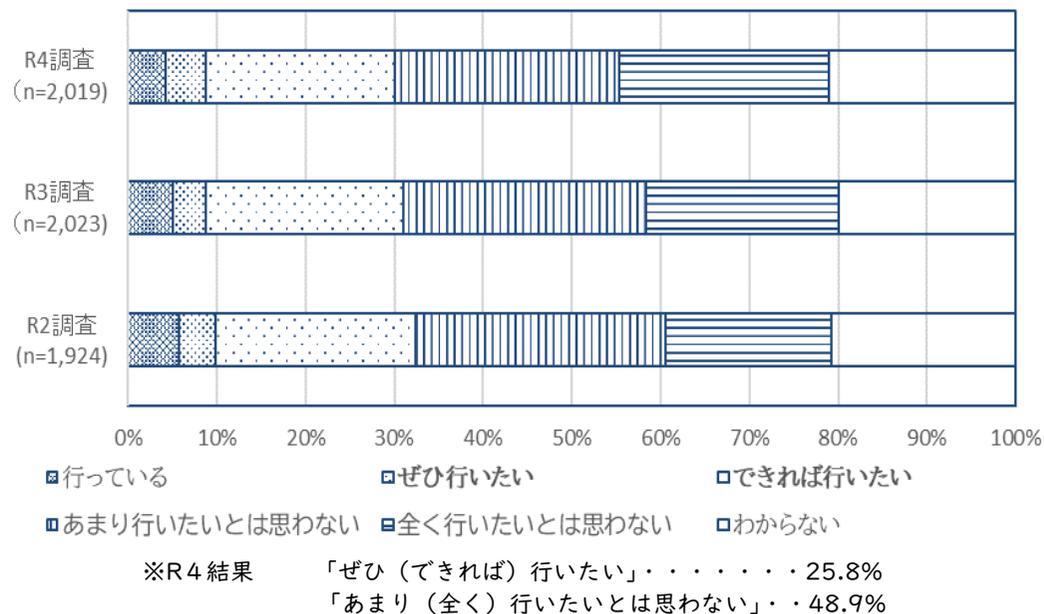
スポーツ観戦やスポーツボランティア活動をより活発にするためには、魅力あるスポーツ大会やイベントの開催、スポーツ関連情報の積極的な発信が求められます。また、スポーツボランティアの育成を推進するため、研修や情報発信の充実も重要です。

図表2-13 過去1年間のスポーツを現地で観戦した割合



出典：埼玉県「県政サポーターアンケート」から埼玉県作成

図表2-14 スポーツに関するボランティアに参加した割合



出典：埼玉県「県政サポーターアンケート」から埼玉県作成

(2) 障害者のスポーツ活動

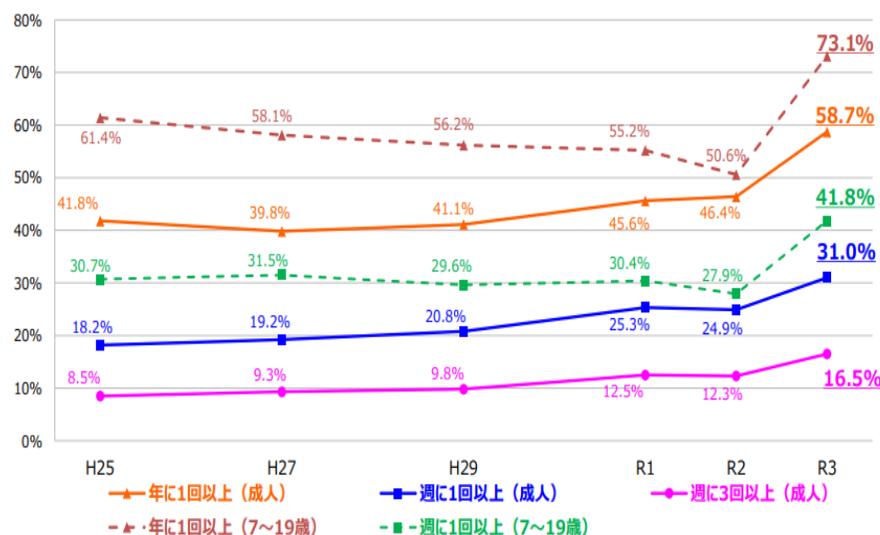
① 週1回以上のスポーツ実施率

スポーツ庁の調査によると、全国における週1回以上の障害者（成人）のスポーツ実施率は、31.0%（令和3年度（2021年度））となっており、全国における成人全般の実施率の56.4%と比較して25ポイント以上低くなっています¹⁴。

■ 課題

東京2020大会のパラリンピックのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたこと等により、パラアスリートの活躍が多くの県民の目に触れました。今後、日常生活においてパラスポーツ¹⁵が身近に感じられるようにするとともに、障害者のスポーツ実施につなげる必要があります。

図表2-15 障害者のスポーツ実施率の推移（全国）



出典：スポーツ庁「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

図表2-16 成人のスポーツ実施率の推移（全国）



出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

¹⁴ スポーツ庁ホームページから引用

参考URL https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371920.htm

¹⁵ 本計画における「パラスポーツ」「障害者スポーツ」の用語の取扱いについては、次ページ脚注18を参照

② スポーツをしない理由・スポーツをする場所や施設等の問題点

障害者のスポーツの非実施者のうち、「運動・スポーツの実施の障壁」が「特になし」と回答した人に、スポーツを実施しない理由を聞くと、「特に理由はない」（39.9%）、「わからない」（28.3%）の順に高く、スポーツそのものに関心がないことがうかがえます。その他の理由としては、「運動・スポーツが嫌いだ」と（19.0%）の割合が高くなっています¹⁶。

スポーツをする場所や施設等の問題点では、「場所が遠い」が27.2%で最も高く、次いで「通うのにお金がかかる」が26.2%、「交通の便が悪い」（18.8%）、「利用料金が安い」（14.7%）、「利用時間に制限がある」（12.0%）となっています。

障害者の運動・スポーツの実施における障壁について、スポーツ庁は、「車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるといふ理由や障害があるといふ理由等により、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある」、「障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシファイア¹⁷、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。」としています。

■ 課題

パラスポーツ¹⁸の推進に当たっては、個々の障害者のニーズや意欲に応じた対応が求められます。障害者が身近な地域でスポーツに取り組める環境づくりは重要です。車いす競技をはじめ、パラスポーツが身近な場所で受け入れられるように施設への働きかけが求められます。

また、パラスポーツの体験等によるパラスポーツの理解啓発に取り組み、共生社会の実現を目指す必要があります。さらに、パラスポーツの普及を促進するため、パラスポーツをサポートする人材を育成する必要があります。

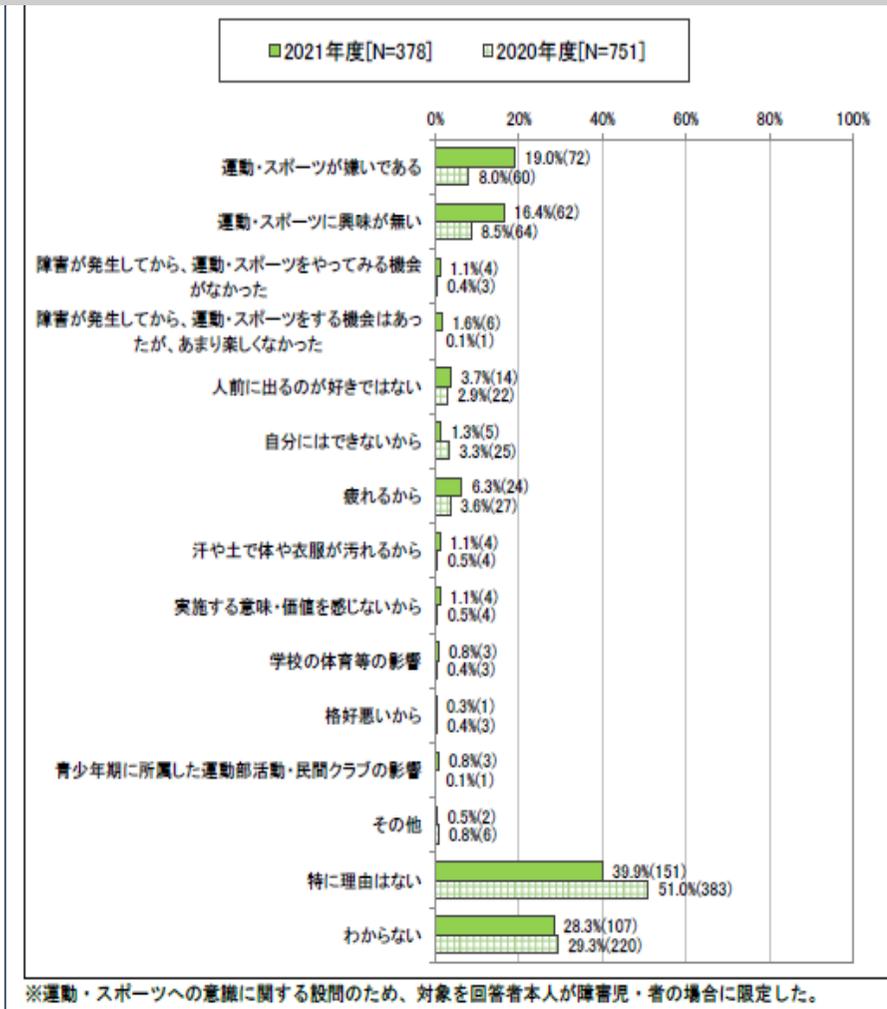
¹⁶ スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」 令和4年3月

参考 URL https://www.mext.go.jp/sports/content/20220510-spt_kensport01-000022439_23_2.pdf

¹⁷ 障害の種類・程度によって競技種目の組み合わせを分け、公平な競争ができるよう審査を行う。

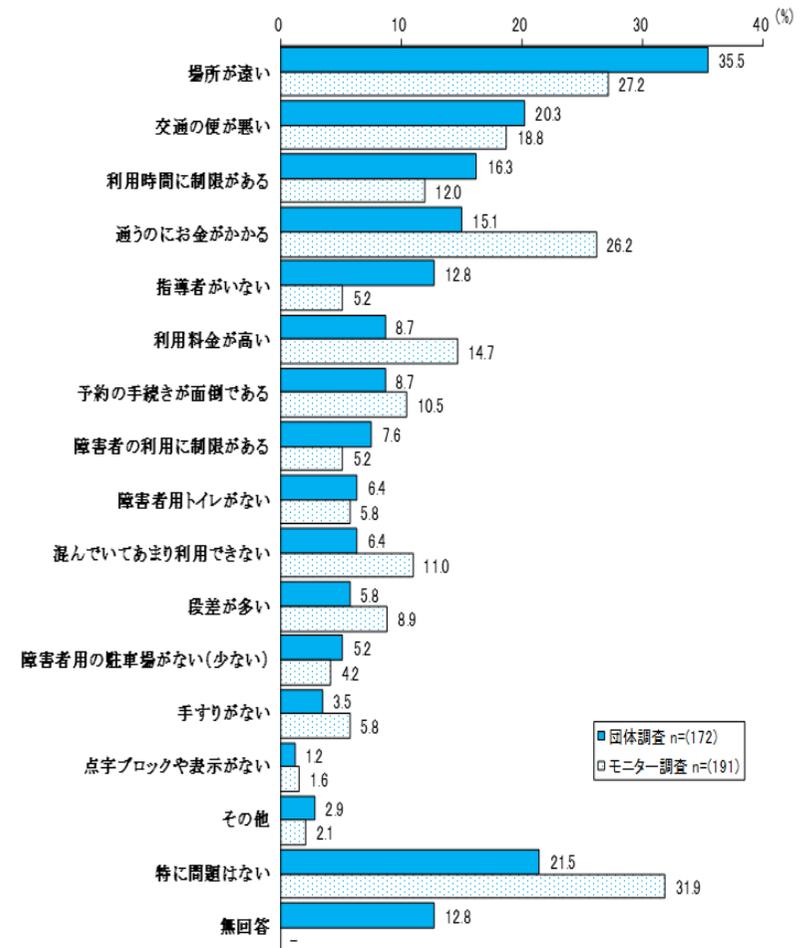
¹⁸ 本スポーツ推進計画では、上位計画である「埼玉県5か年計画」の表記に倣い、「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」と表記する。令和3年12月定例県議会にて策定された「埼玉県5か年計画」では、「東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツへの関心の高まりを背景に、テレビや新聞等では『パラスポーツ』の名称が使われており、県民にも浸透し日常化してきている。また、日本障がい者スポーツ協会は、令和3年に日本パラスポーツ協会に名称変更した。こうした状況を踏まえ、『パラスポーツ』の名称を明記すべき」とされている。日常生活において「パラスポーツ」が身近に感じられることで、障害のない方の障害者に対する理解の促進が図られ、結果として障害者の社会参加の推進と共生社会の実現につなげることが可能となる。これらのことを踏まえ、本計画では原則として、法令、団体や施設等の固有名詞を除き、一般的に「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」と表記する。

図表 2-17 運動・スポーツを実施しない理由（全国）



出典：スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング
「障害児・者のスポーツライフに関する調査」（令和3年度）

図表 2-18 スポーツをする場所や施設の問題点（障害者）



出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」（令和3年度）

(3) 子供のスポーツ活動

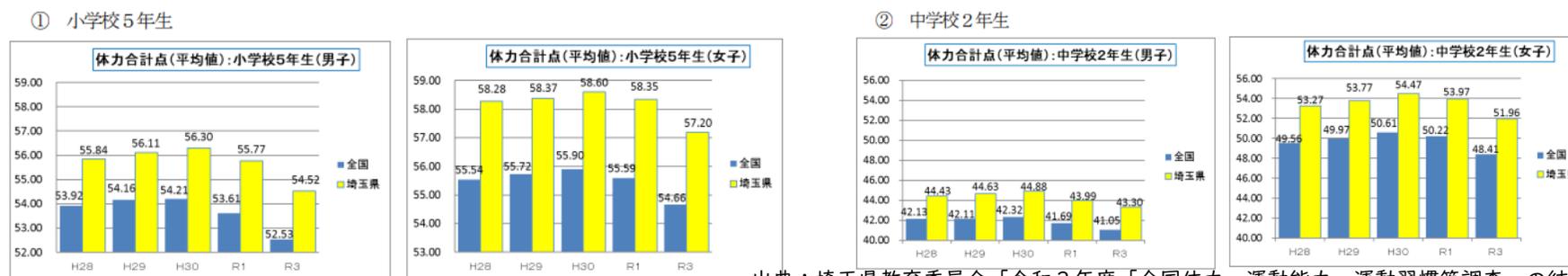
① 子供の体力の状況

本県では、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）を計画期間とした「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うおいの埼玉－」の指標に係る数値として、「体力テストの5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合」を掲げました。この割合は、5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）に入った児童生徒の割合を基に算出しています。当該児童生徒の割合は、令和3年度（2021年度）は小学校78.4%、中学校82.5%、高等学校(全日制)87.8%という結果でした。新体力テストによる本県の小学5年生、中学2年生の体力は、全国の上位に位置しているものの、令和元年度（2019年度）の数値と比較すると、全体的に低下しています。

■ 課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた適切な体育授業を実施するとともに、体育・保健体育授業の改善、充実を図り、児童生徒一人一人の課題に応じた取組により、総合的な体力向上を目指していく必要があります。

図表2-19 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 実技項目・体力合計点



出典：埼玉県教育委員会「令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について」

図表2-20 体力テストの5段階絶対評価の上位3ランク（A+B+C）に入った児童生徒の割合

	令和元年度		令和3年度	(%)
小学校	82.8	→	78.4	
中学校	85.0	→	82.5	
高等学校(全日制)	89.2	→	87.8	埼玉県教育委員会調べ

② 子供のスポーツへの意識

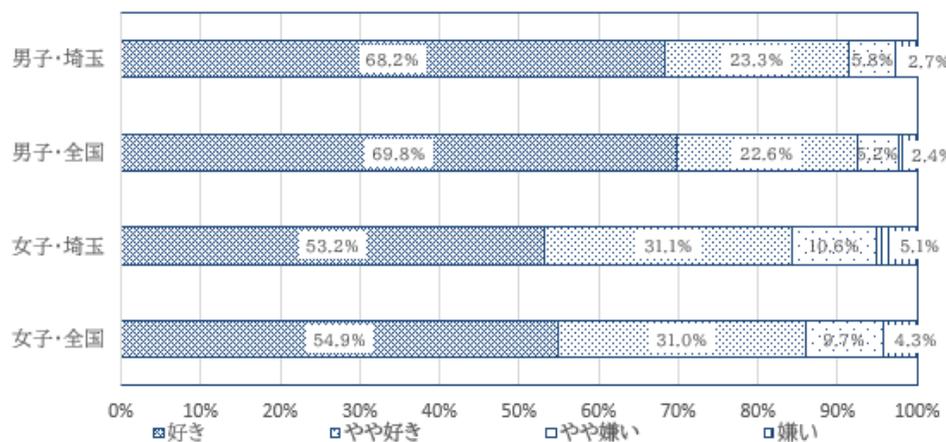
スポーツに関する県民意識・実態調査では、運動やスポーツが「好き」、「まあまあ好き」と回答した割合の合計は、小学生が86.6%、中学生が79.3%、高校生が75.3%でした。学年が進行するにつれ、運動・スポーツが好きな児童生徒が減少しています。運動・スポーツが好きな理由については、全ての年代で「運動すると楽しいから」が最も高くなっています。運動・スポーツが好きでない理由については、全ての年代で「運動が得意でないから」が最も高くなっています。また、スポーツの実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁）では、子供の頃にスポーツをしていた人（体育の授業以外）は、していなかった人に比較して、大人になっても実施している割合が高くなっています。

■ 課題

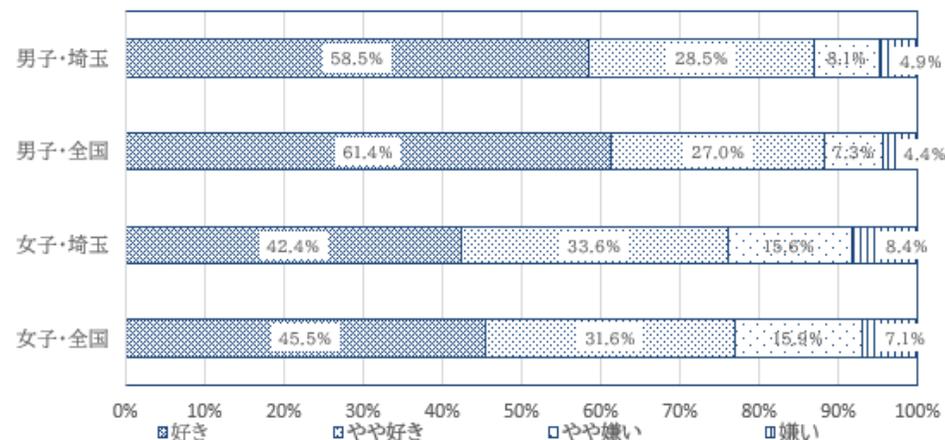
生涯にわたる健康や体力の保持増進にとって大切なのは、主体的に運動やスポーツに取り組む習慣です。そのためにも、子供たちが運動やスポーツを好きになる（嫌いにならない）ことが重要となります。スポーツに親しんでいく意欲や習慣を育くむためには、特に、運動が苦手な子供に対し、スポーツの楽しさや身体を動かすことの喜びを実感させるための個々の特性に応じたアプローチが必要です。また、地域においてもスポーツの魅力を実感できる場の充実に併せて取り組んでいく必要があります。

図表2-21 運動やスポーツが好きな児童生徒の割合

① 小学校5年生

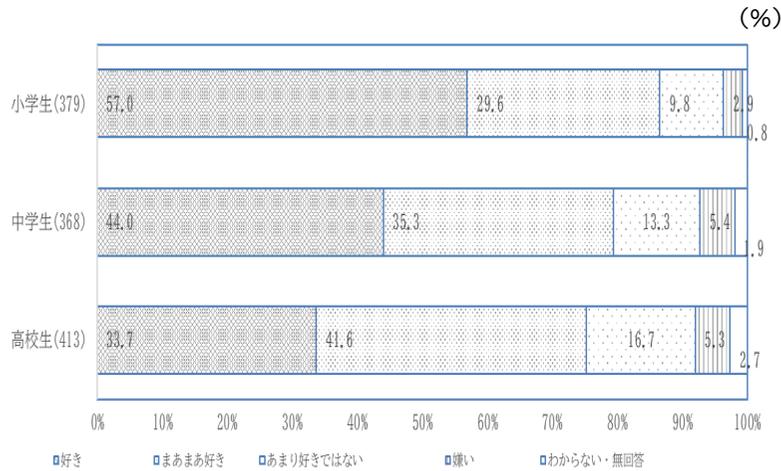


② 中学校2年生



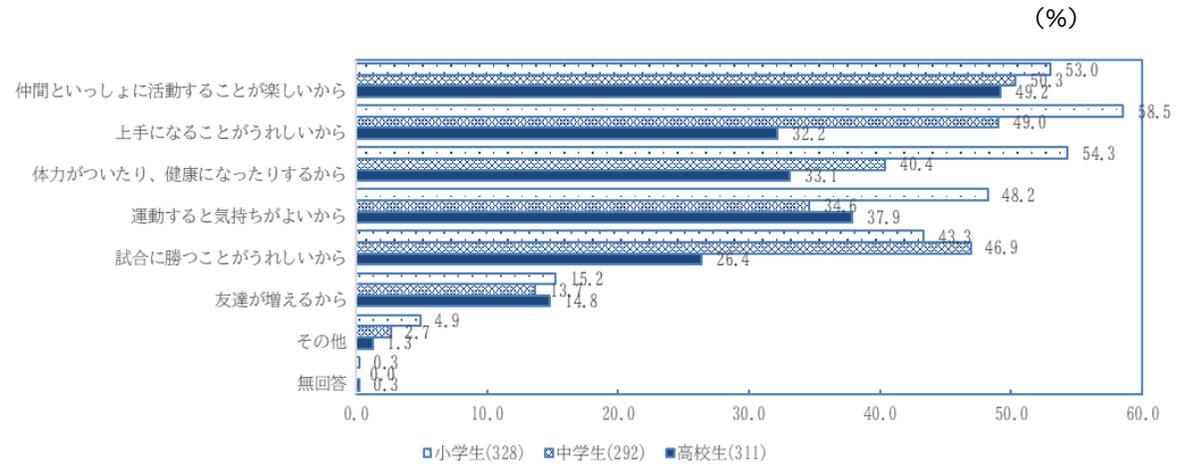
出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和4年度）から埼玉県作成

図表 2-22 運動やスポーツをすることについて (児童生徒)



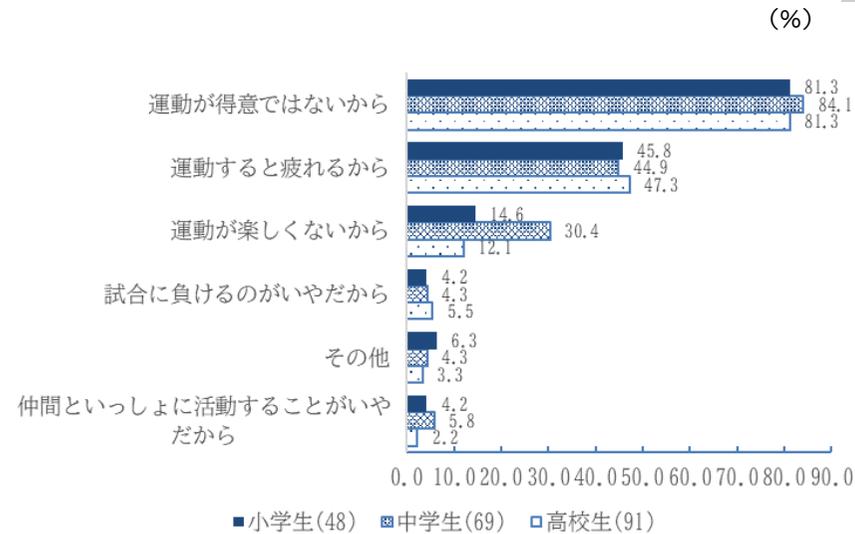
出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」(令和3年度)

図表 2-23 スポーツをすることが好きな理由 (児童生徒)



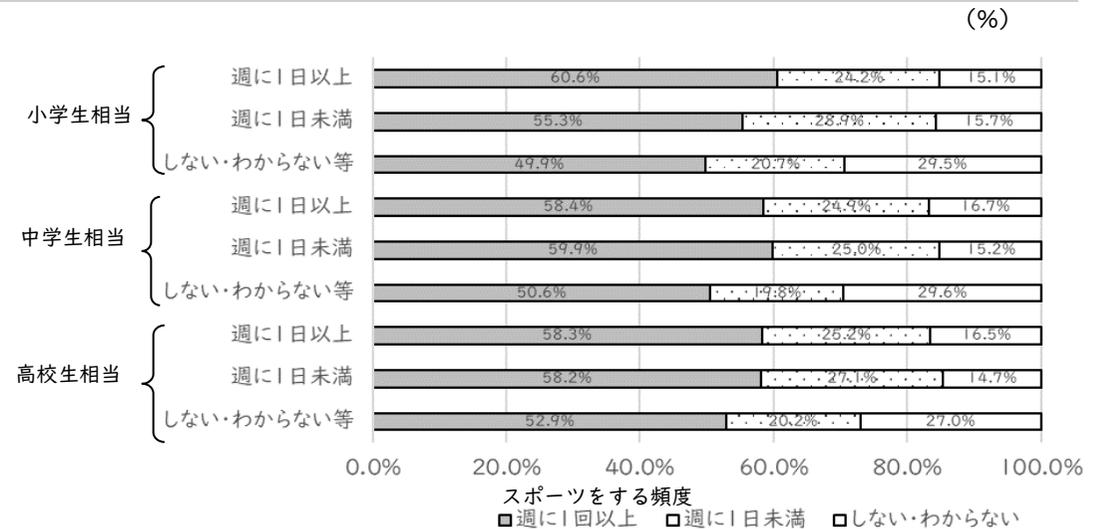
出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」(令和3年度)

図表 2-24 スポーツをすることが好きではない理由 (児童生徒)



出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」(令和3年度)

図表 2-25 子供時代と現在のスポーツ実施状況 (全国)



出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和3年度) から埼玉県作成

③ 小学生の体育の授業以外のスポーツ実施状況

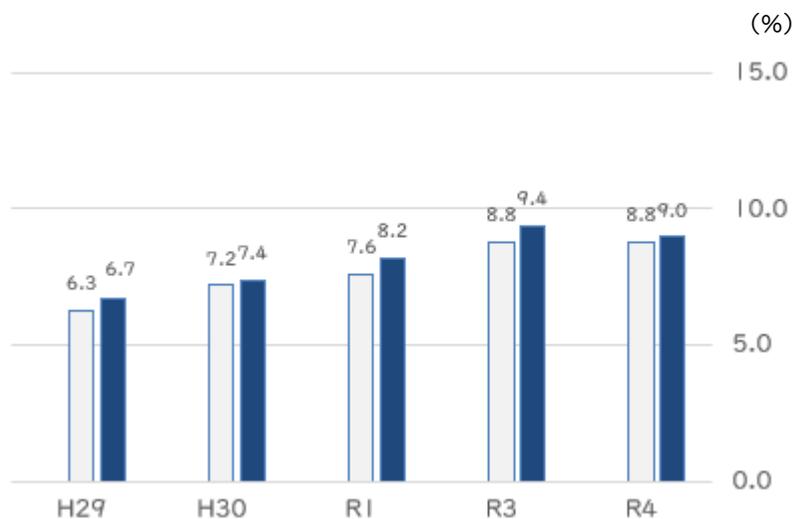
全国体力・運動能力・運動習慣等調査（スポーツ庁）（令和4年度（2022年度））では、体育の授業以外の1週間の総運動時間について、本県の小学生における「60分未満」の割合は、男子が9.0%、女子が15.3%となっています。

■ 課題

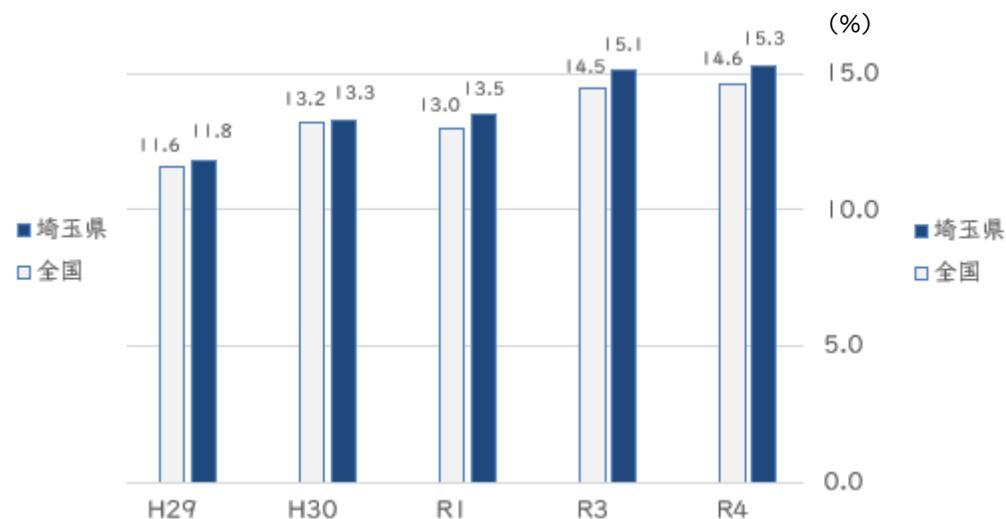
小学生の体育の授業以外でのスポーツ実施については、地域におけるスポーツ活動が果たす役割が大きいことから、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等、学校外での取組の充実が期待されます。その際、運動が得意ではない子供に対しても、スポーツの楽しさや喜びが実感できるよう、運動・スポーツが苦手（嫌い）な傾向にある児童生徒向けの取組において、工夫が必要となります。

図表2-26 1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合

①小学校5年生（男子）



②小学校5年生（女子）



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」から埼玉県作成
 （令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、都道府県ごとに実施可否を判断）

④ 中・高校生の体育の授業以外のスポーツ実施状況

スポーツに関する県民意識・実態調査では、本県における体育の授業以外でスポーツを週1回以上実施している中学2年生は79.9%、高校2年生は64.6%でした。体育の授業以外にスポーツを週3回以上実施している中学2年生は55.2%であるのに対し、高校2年生は47.9%と低くなります。

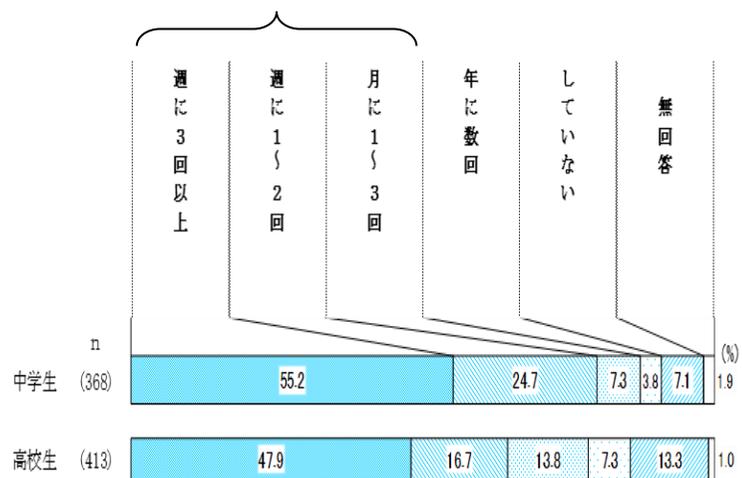
本県の運動部活動加入率は例年横ばいで推移しています。生徒が自主的・自発的に行うスポーツの場として大きな役割を果たしてきた運動部活動には、これまでも責任感・連帯感の涵養、自主性の育成、人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成などの意義がありました。一方で、学校の運動部活動を巡る状況は、近年、特に持続可能性という面（中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行や、教員の業務負担〔競技経験のない部活動の指導、休日も含めた指導〕）でその厳しさを増しています。こうした状況を踏まえ、今後の運動部活動の充実を図っていくため、専門的な指導者不足や生徒のニーズの多様化、教員の働き方等、諸課題への対応を踏まえた運動部活動の在り方が国において検討されてきました。「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年（2018年）3月）、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年（2020年）9月）が発表され、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年（2022年）6月）では、令和7年度（2025年度）末までを目途に、休日の運動部活動を段階的に地域に移行するよう提言がなされました。この提言を踏まえ、運動部活動、文化部活動双方を対象とした、部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行などを示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年（2022年）12月）が発表されました。地域クラブ活動への移行については、「令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とされています。

■ 課題

子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、学校運動部活動の地域クラブ活動への移行に向け、地域の持続可能で多様なスポーツ環境（受け皿となるスポーツ団体等の整備や支援、スポーツ指導者の質の保障・量の確保、スポーツ施設の確保など）を整備する必要があります。

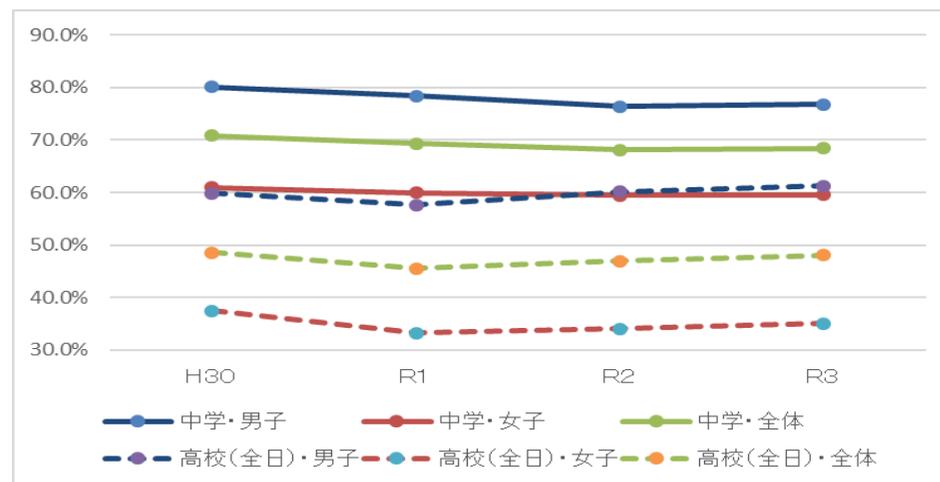
図表 2-27 体育の授業以外のスポーツ実施状況（中学生・高校生）

<週に1回以上（計）>



出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」（令和3年度）

図表 2-28 埼玉県における県公立中学校・高等学校運動部活動加入率



埼玉県教育委員会調べ

(4) アスリートの競技力向上

① 本県ゆかりのアスリートの活躍・スポーツ科学の知見の活用

東京2020大会では、本県ゆかりのアスリート（パラアスリートを含む）が125人出場し、24人のメダリストや37人の入賞者を輩出しました。本県ゆかりのアスリートが、スポーツ大会に出場し活躍することは、県民に勇気と希望を与えてくれます。

オリンピックのレガシーとして培ったスポーツ科学の知見などを積極的に活用し、ジュニア期からトップアスリートまで一貫した育成支援体制の充実を目指すとともに、児童生徒を対象に競技体験プログラムを実施することで各競技人口の増加を図るなど、裾野を広げる取組を実施しています。強化指定選手を対象に、科学的根拠に基づき年齢や性別に応じた育成プログラムを実施するほか、専門家によるトレーニング指導やメンタル指導、栄養学などのサポートを実施しています。

■ 課題

東京2020大会の成果、盛り上がりを一過性のものとせず、夢を実現させる道、プロセスを体系化し、オリンピック・パラリンピックともにアスリートの特性に合った一貫した支援が必要です。また、競技団体、部活動、スポーツ少年団等の指導者が、科学的根拠に基づいた指導ができることも重要です。さらに、県内全域をカバーするとともに、本県アスリートの競技力を押し上げる仕組みづくりが必要です。なお、各団体における暴力・ハラスメントの根絶やガバナンスの強化等を図ることも必要です。

② 屋内50m水泳場・スポーツ科学拠点施設の整備

県では、屋内50m水泳場及びスポーツ科学を活用した拠点施設の整備に向けた検討を進めています。

屋内50m水泳場については、県内の公営施設としては初の整備となり、国内主要大会も開催できる規格を有した施設を想定しています。最先端技術を活用して競技力向上をサポートするとともに、一般県民を対象とした生涯スポーツの振興や健康づくりに資する観点も踏まえるなど、様々な利用形態に対応できる施設を目指しています。

スポーツ科学拠点施設については、スポーツ科学の知見を生かした県内アスリートの競技力向上を支援する拠点としての役割を担うとともに、施設で集積・分析したデータをもとに、県内のスポーツ実践者の競技力向上支援やスポーツを通じた県民の健康増進を目指しています。

■ 課題

有識者の知見や地元市との連携を得ながら、多様なニーズに応じた両施設の整備を進めることが必要です。

3 本県のスポーツ資源の現状と課題

(1) 立地・自然環境

① スポーツに適した立地・自然環境

本県は、首都圏の中央に位置し、鉄道網、道路網等の整備により交通の利便性が高く、年間の快晴率が全国トップレベルであり、スポーツ大会・イベントの開催等が実施しやすく、スポーツに適した立地環境となっています。

一方、豊かな自然、景観に恵まれている地域も多く存在し、四季折々の風景を楽しみながらの登山やハイキング、ウォーキング、マラソンが各地域で行われています。

県民の自転車保有率や本県の自転車出荷額は全国でも上位にあり、県の総面積の約6割が平地でありながら、ほどよいアップダウンもあることから、サイクリングも盛んです。川沿いを走る全長約170kmの日本一長いサイクリングロードの整備や、サイクリングロードを中心に既存の国道、県道、市町村道をつなぎ、全県にわたる自転車道ネットワークを形成しています。

また、本県は、県土に占める河川の面積割合（3.9%、令和2年（2020年）2月時点）が日本第2位であり、県民誰もが川に愛着を持ちふるさと埼玉を実感できる「川の国埼玉」を目指しています。県では、民間活力により県管理の一級河川の水辺空間に「新たな魅力」と「にぎわい」を創出する「水辺空間とことん活用プロジェクト」を推進しています。県内にはキャンプや釣り、カヌー、ラフティング等、川や水に親しむスポーツが楽しめる機会や場所が豊富に存在しています。

■ 課題

スポーツに適した立地・自然環境は、スポーツを通じた地域の魅力発信のための重要な要素です。本県の立地・自然環境のポテンシャルを十分活用し、スポーツを地域の活性化に十分生かしていくことが求められます。

(2) 施設

① 県内スポーツ施設

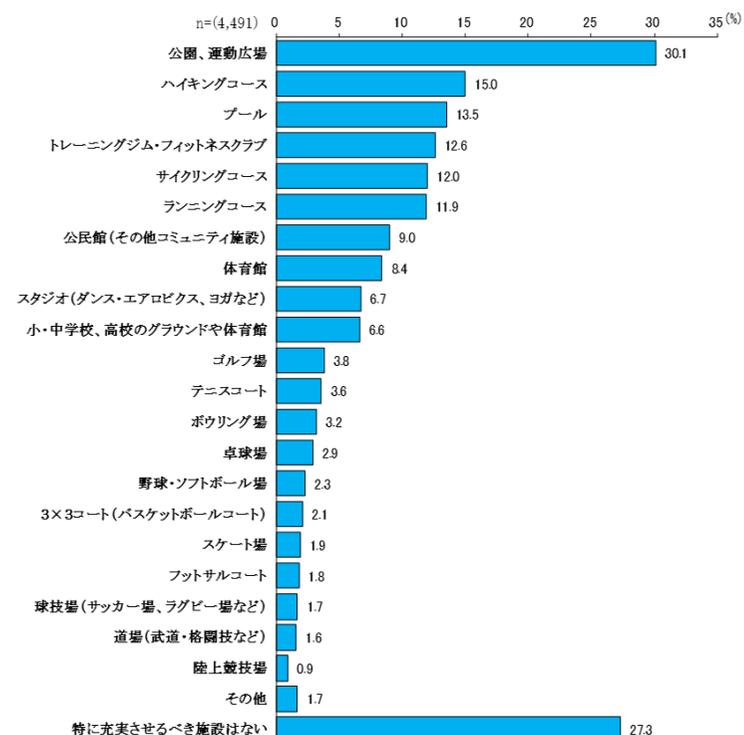
本県には、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002^{にまるまるに}、熊谷ラグビー場といった国際大会が開催可能な大型スポーツ施設が整備されているほか、熊谷スポーツ文化公園など身近にスポーツを楽しむ施設が各地域に整備されています。

スポーツに関する県民意識・実態調査では、充実させてほしい施設について、「公園、運動広場」の割合が30.1%と最も高く、次いで、「ハイキングコース」、「プール」、「トレーニングジム・フィットネスクラブ」、「サイクリングコース」、「ランニングコース」がいずれも10%超となっています。

■ 課題

「公園、運動広場」について、県民の多様なライフスタイルに応じてより使いやすいものとなるよう、その整備・管理運営主体となる県・市町村や民間事業者には、それぞれの役割に応じた適切な整備・運営が求められます。なお、新たなスポーツ施設の整備や改修については、PFI等による民間資金の活用や施設の管理運営方法について検討していく必要があります。また、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、トップアスリートを身近なところで見られる機会の提供や、ニーズに応じた施設整備、改修等が求められます。

図表2-29 埼玉県内で充実することを望むスポーツ関連施設



出典：埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査」(令和3年度)

② 屋内50m水泳場・スポーツ科学拠点施設

屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設では、以下のような機能を備えることを中心に検討を進めています。

■ 屋内50m水泳場

(国内主要大会の開催)

- ・ 各種水泳競技基準を満たし国内主要大会開催可能なプールを整備し、国内主要大会の誘致を見込みます。

(競技力の向上)

- ・ アスリートが自らの能力と技術の限界に挑む機会を提供し、競技力向上施設を整備して充実したトレーニング等を行える環境を提供します。また、スポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活用したアスリート支援を行います。
- ・ 最新のトレーニング手法やコーチングなどが学べる研修や、スポーツ科学拠点施設と連携した研修、リハビリなどに水中運動を活用する研修等を実施します。

(県民が水と親しむ環境の創出)

- ・ ユニバーサルデザインを取り入れ誰もが使いやすいプールとし、可動床・可動壁などを活用して未就学児教室や水中ウォーキングなどを実施します。
- ・ 様々なアクティビティの体験会や親子で参加できるレクリエーション講座など、県民誰もが身近に水と触れ合う機会を提供します。
- ・ アスリートを身近に見ることでスポーツへの関心や参加意欲を高めるとともに、県民誰もがプールを活用した体力・健康づくりや多様なアクティビティに取り組めるよう、また、県民がスポーツを行う際に科学的知見を取り入れられるよう、広く情報発信を行います。

■ スポーツ科学拠点施設

(効率的・効果的なアスリートの支援)

- ・ 競技ごとの特性、選手の個性に応じたアスリート支援や、測定データを活用したアスリートの発掘・育成などを行います。

(多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点)

- ・ 競技団体等がデータを基にした実践的なトレーニングや試合・合宿を行う場の提供や、競技団体間の連携促進、指導者の研修やトレーニングプログラムの開発を行います。

(県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能)

- ・ 各施設等と連携し、測定データや効果的なトレーニング手法などの共有や、トレーニング指導等の人材育成、スポーツ科学の普及、イベント開催等を実施します。

(スポーツ科学の知見の普及)

- ・ 蓄積したデータを活用したスポーツ科学の知見の普及を行います。また、運動メニューの発信・イベントの開催などにより、県民誰もがスポーツに参加しやすい機会を提供します。

(誰もがスポーツを楽しめる機会の提供)

- ・ 誰もがスポーツを楽しめ、健康づくりに資する機会や、トップアスリート、プロチーム等を身近に感じる機会等を提供します。

■ 課題

有識者の知見や地元市との連携を得ながら、多様なニーズに応じた両施設の整備を進める必要があります(再掲)。

③ 県立学校体育施設等

県民にとって、県立学校は身近な体育施設を有する施設です。県立学校では、原則として体育施設が開放されており、多くの県民の利用に供されています¹⁹。

■ 課題

県立学校においては、引き続き利用施設や利用時間の確保を図り、開放施設の的確な情報を提供することが求められています。また、県立学校だけでなく、県内の大学や企業等にも、各々が所有・管理するスポーツ施設を県民が利用できる地域のスポーツ施設として開放し、有効活用することが望まれます。

¹⁹ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、一部中止する場合もあり。

(3) 団体・人材等

① 県内を本拠地とするプロ・トップスポーツチーム

本県ではプロ・トップスポーツチームが数多く活動をしており、高いレベルの競技や一流のアスリートと身近に触れ合える機会にも恵まれています。

プロ・トップスポーツチームが拠点とする地域を、当該チームのホームタウンとして位置付けた活動が期待されています。プロ・トップスポーツチームに関する情報発信やPRを通じ、地域とチームとの一体感や親近感が醸成され、チームにとっては多くのファンの獲得につながり、地域にあっては、魅力づくりの一環として、地域の活性化の資源とすることができます。

また、スポーツの振興、地域の活性化、地域課題の解決などに、プロ・トップスポーツチームの持つ発信力、求心力等を生かす取組は県民へのメッセージ性が高く、効果的です。

■ 課題

本県の貴重なスポーツ資源であるプロ・トップスポーツチームと連携して、スポーツの振興、地域の活性化、地域の課題解決を進めていく必要があります²⁰。

²⁰ 本県では、次のチームと協定を締結し各種の連携を行っている。

・チーム（連携協定締結順）

西武ライオンズ、埼玉上尾メディックス、T.T彩たま、埼玉パナソニックワイルドナイツ、埼玉武蔵ヒートベアーズ、ちふれASエルフェン埼玉、越谷アルファーズ

・主な連携内容

スポーツの普及、競技力の向上、情報発信、広報・応援活動、チームが行う試合会場・練習会場の確保に向けた調整、チームのPR及び参加者・観客増加に関しての支援・協力、スポーツ教室開催等による地域のスポーツ振興への支援・協力、県が企画するイベントへの選手派遣等への協力

② 総合型地域スポーツクラブ

県民のスポーツ活動を支える総合型地域スポーツクラブについては、県内63市町村のうち47市町で、95のクラブが設置され活動をしています（令和4年（2022年）2月現在）。今後も持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、総合型地域スポーツクラブの認知度向上や財政基盤の強化、スポーツ指導者やクラブマネージャーの人材確保といった質的な充実に取り組んでいく必要があります。

本県では、平成26年（2014年）に県内の総合型地域スポーツクラブで構成される「彩の国SCネットワーク」が発足し、各クラブ間の情報共有や連携を組織的に行うこととしています。

なお、総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、継続的に充実した活動を行えるよう、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度が整備されました²¹。本県の令和4年度（2022年度）の登録・認証制度予備登録数は28クラブです。

■ 課題

各クラブの活動状況はそれぞれ異なることから、県内の総合型地域スポーツクラブ全体の質的充実につながるよう、この取組を適切に推進し、優良事例の共有化や事業の連携を進めていくことが求められています。

総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を通じて、総合型地域スポーツクラブと地方公共団体等との連携による介護予防や子育て支援、学校運動部活動の地域クラブ活動への移行などの地域課題の解決に向けた取組を促進する必要があります。

²¹ 令和4年4月1日から運用開始。総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、国スポーツ基本計画等に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、整備した。この制度は、総合型地域スポーツクラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としている。

登録期間が令和5年度までは、審査方法が形式審査のため、予備登録となる。登録期間が令和6年度以降は、審査方法が規定に基づく審査となり、予備登録ではなく、登録扱いとなる。

参考 URL <https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>

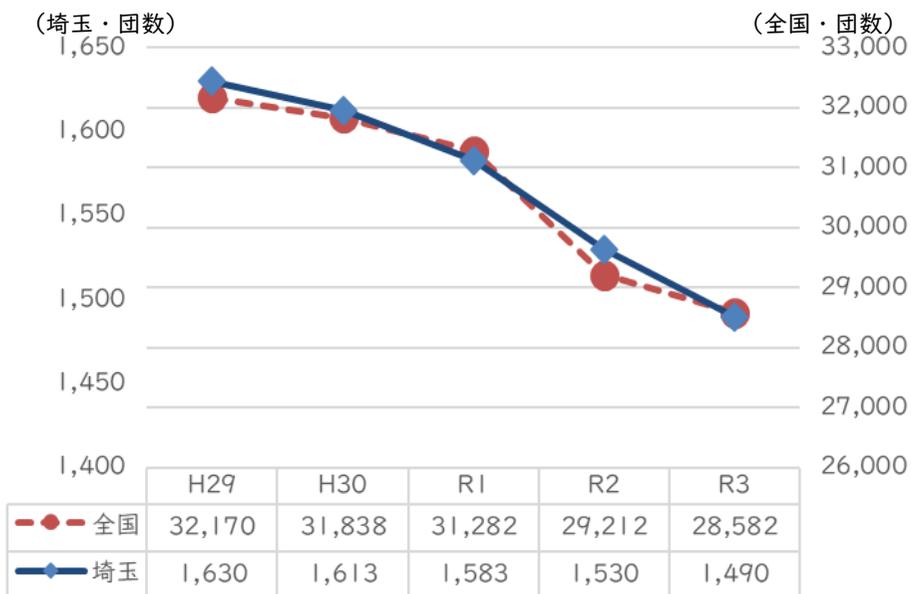
③ スポーツ少年団

スポーツ少年団は、子供たちが地域でスポーツを楽しみ、スポーツを通じて協調性や創造性を養う場となっています。本県の登録団数及び団員数は全国平均を大きく上回っており、登録団数は北海道に次いで全国2位、登録団員数、登録指導者数は全国1位となっています（令和3年度（2021年度））。

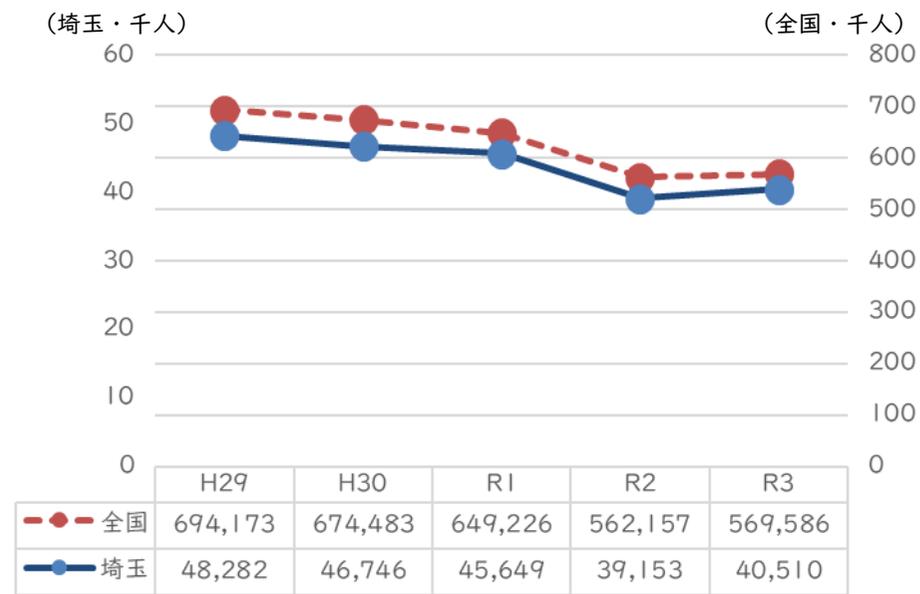
■ 課題

少子化、子供のニーズの多様化等の影響により、年々、団数、団員数の減少が見られます²²が、子供たちが地域でスポーツを楽しむ機会の重要な提供主体であることから、スポーツ少年団の活動内容の積極的な情報提供や指導者の資質向上、組織運営体制の透明化等が求められます。

図表2-30 スポーツ少年団登録状況（団数）



図表2-31 スポーツ少年団登録状況（団員数）



出典：公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ少年団登録数一覧」を基に埼玉県作成 出典：公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ少年団登録数一覧」を基に埼玉県作成

²² 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は団数、団員数とも一時的に大きく減少したが、令和3年度の団員数は一時的に増加している。

④ ボランティア等多彩な人材

東京2020大会の都市ボランティアなど、本県のスポーツに関するボランティアは1,132名の登録²³があります（令和4年（2022年）12月現在）。本県では、スポーツ活動指導者等の登録を行い、県民からの要請に応じ登録された適切な指導者を紹介する「埼玉県スポーツリーダーバンク制度」を運用しています。本県の地域のスポーツ振興を担うスポーツ推進委員²⁴については、2,076人（令和4年（2022年）9月現在）の委員がおり、全国4位となっています。

■ 課題

ボランティアだけでなく、スポーツ活動を推進していくためには、指導者や専門スタッフ、審判等の人材を育成する必要があります。これらの人材の知識や技能の向上に向けて、研修の充実を図るとともに、活動の場を広げていくことが求められています。また、スポーツ推進委員の活動を推進していくためには、研修を通じた資質の向上やスポーツ団体との連携を深めていくことが重要です。なお、スポーツ団体の組織力強化のために、経営面の視点から団体の運営に関してマネジメントができる人材も求められています。

⑤ 大学等

スポーツ医・科学の知見やアスリートの競技力向上はもとより、県民のスポーツ活動や健康づくりにも資するものとするべく、本県ではスポーツ科学拠点施設の整備の検討を進めています。なお、健康・スポーツ科学分野の学部・学科を有する大学では、アスリートの競技力向上や一般学生等のスポーツ活動に役立つ研究や教育活動の成果、データ等を集積しています。本県には、研究分野別の世界大学ランキング「QS World University Rankings by Subject 2022」²⁵の「Sports-related Subjects（スポーツ関連学）」で国内1位を取得した大学が所在しており、評価を得ています。

■ 課題

スポーツ医・科学の知見は、産業や健康等、様々な社会的課題の解決にも応用が可能であることから、その活用を積極的に推進していく必要があります。健康・スポーツ科学分野の学部・学科を有する大学の知見を本県のスポーツ振興に効果的に活用できるよう、県内の大学に対して連携を働き掛けていくことが求められています。

²³ スポーツボランティアの登録・派遣を行う「埼玉県スポーツボランティア制度」を運用しており、登録者に対して適宜ボランティア募集情報を提供している。

²⁴ スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、「市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする」とされている。事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体との円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されている。

参考HP https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972_00001.htm

²⁵ 英国のQS社（教育関連事業者。毎年世界中の大学を評価し、様々な種類の大学ランキングを発表）の発表による。Subject（分野）は全部で51。

第3章 計画の基本となる理念と目標

1 基本理念

本県のスポーツを取り巻く環境の変化や本県におけるスポーツの現状及び課題を踏まえ、第3期計画の基本理念を次のとおり定めます。

「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」

「はぐくむ」には、東京2020大会のレガシーを次代に引き継ぎ、新たなスポーツの価値を生み出し、育てていくという思いを込めています。

2 基本目標

【目標1】 すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～

【施策】

- 1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実
- 2 子供・若者のスポーツ活動の充実
- 3 パラスポーツの機会の充実
- 4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり

【指標】

指標1 週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合

- ・ スポーツ・レクリエーション活動を週に1回以上する成年の県民の割合（スポーツ実施率）²⁶
令和4年度 57.9% → 令和9年度 65.0%以上（県政世論調査）

指標2 子供のスポーツ意欲

- ・ 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合
令和4年度 81.0% → 令和9年度 85.0%以上（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

指標3 パラスポーツの推進

- ・ 彩の国ふれあいピック²⁷の参加者数
平成29年度 3,522人 → 令和9年度 4,500人以上

²⁶ 第2期計画のスポーツ実施率に関する指標は「スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合」。第3期計画のスポーツ実施率に関する指標「週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合」は、18歳、19歳の方を含む（民法改正により、令和4年4月から成人の年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによる）。

²⁷ パラスポーツの普及を図るとともに、障害者とパラスポーツに対する理解を深めるため、全県的なパラスポーツ大会として開催。春季大会、秋季大会、球技大会の3大会がある。春季大会は全国障害者スポーツ大会代表選手の選考を兼ねた個人競技の大会、秋季大会は障害者のスポーツ参加のきっかけづくりのための大会、球技大会は翌年度の全国障害者スポーツ大会予選会への選考会を兼ねた大会。過去の実績値は新型コロナウイルス感染症や大会中止の影響の無い平成29年度のもを記載。

参考 URL <https://sainokuni-sasa.or.jp/event/sainokuni/>

【目標 2】 多彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～

【施策】

- 5 スポーツを支える基盤づくり
- 6 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出

【指標】

指標 4 スポーツを現地で観戦した割合

- ・ 過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマ問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合
令和4年度 19.2% → 令和9年度 50.0%以上（県政サポーターアンケート）

指標 5 スポーツに関するボランティアに参加した割合

- ・ スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合
令和4年度 4.3% → 令和9年度 10.0%以上（県政サポーターアンケート）

【目標3】 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～

【施策】

- 7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上
- 8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保

【指標】

指標6 アスリートの活躍（国内）

- ・ 国民体育大会（国民スポーツ大会）²⁸における天皇杯（男女総合成績）
令和4年度 3位 → 令和9年度 3位以上

指標7 アスリートの活躍（国際）

- ・ 国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数
令和3年度 166人 → 令和9年度 500人以上

²⁸ 「スポーツ基本法の一部を改正する法律（改正スポーツ基本法）」の成立により、令和6年（2024年）に開催される佐賀県大会から、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変更される。なお、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会中止。

【目標４】 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた活力のある社会の実現～

【施策】

- 9 スポーツによる共生社会の実現
- 10 スポーツを通じた地域の活性化

【指標】

指標8 プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携

- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との連携事業数
令和3年度 42件 → 令和9年度 72件以上

第4章 計画の内容

1 施策の体系

第3期計画の目指す基本目標に向けて、今後5年間に県が取り組む施策を次のとおり定めます。

基本理念	基本目標	施策	取組
スポーツがはぐくむ 輝く埼玉	目標1 すべての県民にスポーツを ～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～ 【指標1】 週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合 ・スポーツ・レクリエーション活動を週に1回以上する 成年の県民の割合（スポーツ実施率） <u>65.0%以上</u> 【指標2】 子供のスポーツ意欲 ・中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を 持ちたいと思う県内中学2年生の割合 <u>85.0%以上</u> 【指標3】 パラスポーツの推進 ・彩の国ふれあいピックの参加者数 <u>4,500人以上</u>	施策1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・ 子育て世代のスポーツ機会の充実 施策2 子供・若者のスポーツ活動の充実 施策3 パラスポーツの機会の充実 施策4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・ 生きがいづくり	(1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供 (2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進 (3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進 (1) 学校体育の充実 (2) 学校運動部活動の充実と地域クラブ活動への移行に向けた支援 (3) 地域におけるスポーツ活動の充実 (4) スポーツを通じた青少年の健全育成 (1) 障害に応じたスポーツの機会の創出 (2) パラスポーツの推進 (1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実 (2) 第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）さいたま大会（仮称）の開催 (3) スポーツを通じた健康増進・健康長寿社会の実現
	目標2 多彩なスポーツの機会創出 ～県民一人一人がスポーツの価値を享受～ 【指標4】 スポーツを現地で観戦した割合 ・過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合 （プロ・アマ問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 <u>50.0%以上</u> 【指標5】 スポーツに関するボランティアに参加した割合 ・スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに 関するボランティア活動を行っている県民の割合 <u>10.0%以上</u>	施策5 スポーツを支える基盤づくり 施策6 スポーツを楽しむことができる 多様な機会の創出	(1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進 (2) スポーツを支える担い手が活躍する場の充実 (3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備推進 (4) スポーツに関する情報発信の強化 (5) スポーツにおけるDXの推進 (1) 身近に気軽にスポーツに親しめる機会の充実 (2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催 (3) プロ・トップスポーツチーム等を身近に感じる機会の拡大
	目標3 県民に夢と希望を与える 埼玉トップアスリートの輩出 ～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～ 【指標6】 アスリートの活躍（国内） ・国民体育大会（国民スポーツ大会）における天皇杯（男女総合成績） <u>3位以上</u> 【指標7】 アスリートの活躍（国際） ・国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の 年間延べ入賞者数 <u>500人以上</u>	施策7 スポーツ科学によるアスリート （パラアスリート含む）の競技力向上 施策8 スポーツ・インテグリティ及び 安全・安心の確保	(1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援 (2) アスリートの競技力向上支援 (3) アスリートの競技継続支援 (4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実 (5) 支援体制の強化 (6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進 (1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化 (2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止 (3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止 (4) スポーツ事故・スポーツ障害の防止
	目標4 社会におけるスポーツの力の発揮 ～スポーツを通じた活力のある社会の実現～ 【指標8】 プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとの 連携 ・プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との 連携事業数 <u>72件以上</u>	施策9 スポーツを通じた共生社会の実現 施策10 スポーツを通じた地域の活性化	(1) 女性の活躍 (2) パラスポーツの普及、福野拡大 (3) 国際交流の促進 (1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり (2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携・協働による地域振興 (3) スポーツの成長産業化

2 施策の展開

施策1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実

(1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供

取組の方向性

- ・ 女性は結婚・出産などライフステージの節目においてスポーツの習慣が途切れやすいことから、女性のスポーツ参加促進に向けた取組を進めます。
- ・ 育児などでスポーツの機会が減少している女性を対象としたスポーツ活動を推進します。
- ・ 女性がスポーツを継続しやすい環境整備を促進します。

具体的な事業

① 女性のライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

- ・ 日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
- ・ 子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける環境づくりを促進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツチームと協働で、親と子が共に楽しめるスポーツ教室の開催を促進します。

② 女性プロ・トップスポーツチームへの支援

- ・ チームの積極的な魅力発信により、ファン層の拡大を図ります。
- ・ WEリーグ²⁹と連携し、県、チーム、県サッカー協会、ホームタウン市等をメンバーとした気運醸成委員会を設置し、WEリーグを盛り上げ、女子スポーツの振興を図ります。

²⁹ 2021年9月に開幕した日本初の女子プロサッカーリーグ。リーグを核に関わるみんな（わたしたち：WE）が主人公として活躍する社会を目指す、という思いが込められている。開幕時の11チーム中、3チーム（浦和レッドダイヤモンズレディース、大宮アルディージャ及びちふれASエルフェン埼玉）が本県からの参戦のチーム。

参考 WEリーグHP <https://weleague.jp/>

③ 女性アスリートへの支援

- ・ 女子児童生徒や女性アスリートの健康課題等に関する本人、保護者、指導者の理解を促進します。
- ・ 月経についての悩みや出産・育児と競技との両立など、女性アスリート特有の課題に対し、専門家による支援を実施します。
- ・ スポーツ団体の運営に関わる女性指導者、女性役員を増やすための働きかけを行います。

(2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進

取組の方向性

- ・ 働く世代・子育て世代のライフスタイル・ライフステージごとのニーズに応じた様々なスポーツの機会の提供を促進します。

具体的な事業

① 職場ぐるみのスポーツ活動の促進

- ・ ビジネスパーソンへの職場でスポーツをする機会の提供等、職場ぐるみのスポーツ活動を促進します。
- ・ 民間企業へスポーツを通じた「健康経営」の普及を図ります。
- ・ 従業員のスポーツ活動の支援や促進に向けて優れた取組を行っている民間企業の認定を推進します。
- ・ ボッチャ大会など、チームで参加するスポーツイベントを開催し、職場単位での参加を促進します。

② 各種スポーツ大会やイベント等開催の推進

- ・ 市町村やスポーツ団体等と連携し、幅広い世代をターゲットとしたスポーツ大会やスポーツフェスティバル等、スポーツイベントを実施・支援します。

③ 県内の豊かな自然に親しむスポーツの推進

- ・ 自然に親しめるハイキング、キャンプ活動等、本県の豊かな自然を生かしたアウトドアスポーツについて、体験イベントの開催や情報発信により、その魅力を広める取組を推進します。
- ・ 川・湖沼で行うカヌー・ラフティング等や、山や田園風景を楽しむサイクリングなどのスポーツの普及に取り組みます。

④ 子育て世代へのスポーツ機会の提供

- ・ 家事や育児をしながら行える運動や子供と一緒に取り組めるスポーツ等、日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
- ・ 子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける環境づくりを促進します。
- ・ プロ・トップスポーツチームと協働で、親子で一緒に楽しめるスポーツ教室を開催します。

(3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進

取組の方向性

- ・ 県のスポーツ振興の拠点となる、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。
- ・ スポーツ科学を取り入れ、集積・分析したデータ等を県民のスポーツ実施率の向上等に生かします。

具体的な事業

① 屋内50m水泳場の整備推進

- ・ 日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内50m水泳場を整備し、アスリートの競技力の向上につなげるとともに、国内主要大会を開催し、水泳の普及振興を図ります。
- ・ 1年を通して天候に左右されず誰もが水に親しむ環境を創出し、県民の健康増進・スポーツ実施率の向上を図ります。

② スポーツ科学拠点施設の整備推進

- ・ スポーツ科学の知見を生かした県内アスリートの競技力向上を支援するとともに、地域でスポーツに親しむ県民の競技力向上支援やスポーツを通じた県民健康増進を図る拠点として上尾運動公園の再整備と一体的に推進します。

③ スポーツを「する」分野におけるDX³⁰

- ・ 民間事業者が行うAR³¹やVR³²等のデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方を提供する取組を支援し、広く情報を発信します。
- ・ 企業やプロ・トップスポーツチームと連携し、リモートでスポーツを楽しむことができる新たな機会の創出について検討します。

³⁰ DX…デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化されたりした結果、デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

³¹ AR…Augmented Reality (拡張現実) の略。スマートフォンやタブレット越しで見ると、現実世界にナビゲーションや3Dデータ、動画などのデジタルコンテンツが出現し、現実世界に情報を付加してくれる技術。

³² VR…Virtual Reality (仮想現実) の略。コンピューターによって作られた仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体験・体感できる技術。

施策2 子供・若者のスポーツ活動の充実

(1) 学校体育の充実

取組の方向性

- ・ 子供が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、主体的・協働的な学習活動を通して、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成します。
- ・ 子供たち一人一人の特性に合った指導を実践し、効果的に体力向上を図るよう、指導者の養成などの取組を推進します。
- ・ 児童生徒を取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を継続し、分析結果を授業等の一層の充実につなげます。
- ・ 体育活動における事故防止や効果的な指導を実践するため、スポーツ科学に基づいた指導者研修の充実に取り組みます。
- ・ 障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを目指します。

具体的な事業

① 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を育む活動の推進

- ・ 児童生徒がスポーツへの関心を高めるとともに、豊かなスポーツライフを実現する能力を身に付けることができるよう体育活動を充実します。
- ・ 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（「フィジカルリテラシー」）の育成を図ります。
- ・ 児童生徒が生涯にわたり主体的にスポーツに取り組むことができるよう体育授業の質を向上させるため授業研究会等の充実に図ります。
- ・ 体育祭や球技大会等の体育的行事を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を形成し、定着するよう取り組みます。
- ・ 定期の健康診断時に行う運動器の検診を通じ、過度のスポーツ活動によるスポーツ障害³³の予防を図ります。

³³ スポーツに関係して起こる運動器のトラブルのうち、比較的長期間に繰り返される過度の運動負荷により発症するもの。例) 疲労骨折、関節炎、腰椎椎間板ヘルニア

- ・ 関係機関と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図ります。

② 体力と運動技能を高める活動の推進

- ・ 学習指導要領で定められた運動領域（体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、表現運動、ダンス等）において、スポーツ実践の基礎となる体力や運動技能を身に付けさせるとともに、運動に親しむ習慣を確立するため、児童生徒の多様な個性や能力に応じた指導を行います。
- ・ 体育祭や球技大会等の体育的行事を通して、児童生徒の体力の向上に努めます。
- ・ 運動の特性や魅力を児童生徒が十分に理解できるように、専門的な知識や指導力を有する外部指導者を活用します。
- ・ 体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、教員研修や体育・保健体育の授業の充実を図ります。
- ・ 障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進します。

③ 児童生徒一人一人の目標値の設定による体力の向上

- ・ 「体力プロフィールシート」等を活用し、児童生徒一人一人の目標を設定することにより、発達段階や個人差に応じた指導を実践し、より効果的に体力向上に取り組みます。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力等の現状を把握・分析し、体育の授業や特別活動の体育的行事、授業間の休憩時間を活用した外遊び等の体力向上の継続的な取組の改善に役立てます。
- ・ 学校や地方公共団体等が家庭や地域等とも連携し、児童生徒の体力・運動能力向上に関する優良事例の提供や研修の実施等を通じて積極的な働きかけを行います。

④ 小学校の体育的活動への外部指導者の活用

- ・ 小学校において、体育的活動を推進するため、市町村や県スポーツ協会、埼玉県レクリエーション協会等と連携し、外部指導者の活用を図ります。
- ・ 市町村と連携し、アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用等により、主に小学校高学年における体育専科指導教員の配置に努めます。

⑤ 東京2020大会のレガシーの継承

- ・ スポーツ全般への興味・関心を高めたり、多様性の理解を深めたりするための教育プログラムの県内小中学校等での活用に向け、引き続き県内に広く周知します。
- ・ 東京2020大会によるスポーツの機運向上も踏まえ、子供たちが運動やスポーツの大切さを体感できる取組を継続し、近年の子供達の体力低下傾向の食い止めに向けて、学校における体力向上に向けた継続的な取組の充実などの対策に取り組みます。

⑥ 学校体育施設や設備の整備の推進

- ・ 学校設置者と連携し、国の支援も活用しながら、老朽化対策等の学校体育施設や設備の整備を進めます。

(2) 学校運動部活動の充実と地域クラブ活動への移行に向けた支援

取組の方向性

- ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、地域におけるスポーツ環境の整備充実に向けた支援を行います。
- ・ 本県が別途定める部活動の地域クラブ活動への移行に係る指針や手引きに基づき、国及びスポーツ団体等と連携しつつ、各地域の実態を踏まえ様々な課題（受け皿となるスポーツ団体等への支援、指導者の質・量の確保、スポーツ施設の確保など）に対応するための支援を行います。

具体的な事業

① 学校運動部活動における外部指導者の活用の充実

- ・ 専門的知識や技能を有した外部指導者を配置することによって、専門性を生かした指導が可能となり、指導経験が少ない教員等の支援が可能となります。外部指導者の活用により、中学校や高等学校の生徒に対する運動技能を踏まえた指導を行い、学校運動部活動の活性化を図ります。
- ・ 高等学校において、生徒の運動技能を踏まえた指導等、専門的知識や技能を有した外部指導者を配置し、学校運動部活動の活性化を図ります。

② 指導者の資質向上

- ・ 学校運動部活動の指導教員や外部指導者の指導力の向上を図るため、講習会を実施します。
- ・ 学校運動部活動の経験の少ない教員への支援体制の在り方について検討します。
- ・ 効果的で安全な学校運動部活動・地域クラブ活動を推進していくために、スポーツ科学の知見を持つ有識者を活用した講習会を実施します。
- ・ スポーツ団体等と連携し、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図ります。

③ 学校運動部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・ 学校運動部活動は長年教育活動の一環として実施され、様々な教育的効果を上げてきた役割を十分に踏まえ、県と市町村が連携し、一体となって検討を進め、学校運動部活動の地域クラブ活動への移行が円滑に進むよう取り組みます。学校と地域が学校運動部活動の地域クラブ活動への移行について、その意義を共有し、生徒や保護者の視点を忘れることなく、特に生徒にとってより良いものとなるよう、市町村を支援します。
- ・ 学校運動部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けて、県スポーツ協会等と共に、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツクラブなどとの連携を図り、スポーツ環境の整備を進めます。
- ・ スポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図ります。
- ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツを「する」「みる」「ささえる」³⁴など、自分に合ったスポーツに親しむ機会、スポーツとの多様な関わり方が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の充実を推進します。

④ 学校運動部活動及び地域クラブ活動の充実

- ・ 国が行う多様なニーズを踏まえた学校運動部活動及び地域クラブ活動の運営の在り方についての実践・調査研究を踏まえ、学校運動部活動及び地域クラブ活動の充実に取り組みます。
- ・ 学校の実態に応じて、近隣の学校と合同で組織する複数校合同部活動の取組を進めるとともに、運動部活動の各種大会の充実に取り組みます。

³⁴ スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、スポーツを「知る」ことも重要である。

- ・ 地域の受け皿に着眼したモデル事業を実施し、モデル事業等を通じて得られ課題解決手法や工夫等解決の糸口などを幅広く市町村、関係団体等と情報共有し、それぞれの地域の検討に資します。
- ・ 持続可能な地域クラブ活動の育成は、子供たちに限らず地域住民に対しても身近なところでスポーツの機会を提供することにつながることから、地域の関係団体全体で理解を深め地域クラブ活動を支えるモデルを構築し、他地域への横展開を目指します。

⑤ 特別支援学校児童生徒のスポーツ活動の推進

- ・ スポーツ団体等と連携し、特別支援学校児童生徒に多様なスポーツを体験する機会を創出します。

⑥ 学校運動部活動及び地域クラブ活動の安全性の確立

- ・ 学校運動部活動及び地域クラブ活動における安全性を確立するため、運動部活動指導資料の活用を推進します。
- ・ 指導者への講習会等において、救急法及びAED講習等を実施するなど、学校運動部活動・地域クラブ活動時の緊急事態にも対応できる知識や技術の習得と意識の向上を図ります。
- ・ 地域スポーツ団体等への「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」³⁵を周知・徹底し、コンプライアンス意識の徹底、ガバナンスの確保、選手等の安全の確保など公正かつ適切な団体運営を促します。

(3) 地域におけるスポーツ活動の充実

取組の方向性

- ・ 幼児期からの運動習慣づくりを推進します。
- ・ 学校と家庭・地域が相互に連携しながら、身近な地域において子供がスポーツに接し、親しむ取組を推進します。
- ・ 子供や若者が興味を持って取り組めるような新しいスポーツを推進します。

³⁵ 令和元年8月にスポーツ庁策定。中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す。付属のセルフチェックシートを活用し自主的に自己説明・公表を促すもの。

参考 URL https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

具体的な事業

① 幼児期運動指針等の普及・活用

- ・ 幼稚園教諭等を対象とした研修等で「幼児期運動指針」³⁶や「アクティブ・チャイルド・プログラム」³⁷を周知し、その活用を促進します。

② スポーツ団体との連携によるスポーツ機会の拡大

- ・ 児童生徒が運動を楽しみ、スポーツ実践の基礎となる体力や運動技能を身に付けることができるよう、スポーツ団体と連携し、子供向けスポーツ教室等、体力向上の取組を推進します。
- ・ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図ります。

③ スポーツ団体に対する子供のスポーツ事故・スポーツ障害予防知識の普及

- ・ スポーツ少年団等の指導者に対し、子供のスポーツ事故・スポーツ障害予防に関する研修を実施します。

④ スポーツ少年団活動の支援

- ・ スポーツの裾野の拡大と子供のスポーツ機会の充実、青少年の健全育成を図るため、県スポーツ協会等と連携し、スポーツ少年団の活動を支援します。
- ・ スポーツ協会及び市町村、市町村体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図ります。

³⁶ 運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指すもの。平成 24 年文部科学省策定。

参考 URL https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319192.htm

³⁷ 子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラム

⑤ 学校と家庭や地域の連携の推進

- ・ 「学校応援団」³⁸を活用し、家庭や地域の教育力を生かしたスポーツに係る取組を推進します。
- ・ 学校と家庭や地域の連携により、健康、安全、体力の向上に関する啓発や体力向上の取組等を推進します。

⑥ 野外活動やレクリエーション活動の推進

- ・ ハイキング、サイクリング、キャンプ活動等の野外活動やレクリエーション活動を関係団体と連携しながら促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成します。

⑦ プロ・トップスポーツチームや選手との交流

- ・ スポーツ教室の開催をはじめ、プロ・トップスポーツチームや選手との交流を促進し、スポーツへの興味や関心を高めます。
- ・ 地域のスポーツ振興のため、チームと連携し、子供たちをプロ・トップスポーツチームの試合に招待します。
- ・ オリンピアンを輩出したチームの選手やコーチによるスポーツ体験教室を実施します。

⑧ 子供や若者をターゲットとした新しいスポーツの推進

- ・ eスポーツやアーバンスポーツ、バーチャルスポーツなど、子供や若者をターゲットとした新しいスポーツを推進します。

⑨ 学校運動部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた環境整備（再掲）

- ・ 学校運動部活動は長年教育活動の一環として実施され、様々な教育的効果を上げてきた役割を十分に踏まえ、県と市町村が連携し、一体となって検討を進め、学校運動部活動の地域クラブ活動への移行が円滑に進むよう取り組みます。学校と地域が学校運動部活動の地域クラブ活動への移行について、その意義を共有し、生徒や保護者の視点を忘れることなく、特に生徒にとってより良いものとなるよう、市町村を支援します。
- ・ 学校運動部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けて、県スポーツ協会等と共に、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツクラブなどとの連携を図り、スポーツ環境の整備を進めます。
- ・ スポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図ります。

³⁸ 学校における学習活動、安全確保、環境整備等についてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。

- ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツを「する」「みる」「ささえる」など、自分に合ったスポーツに親しむ機会、スポーツとの多様な関わり方が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の充実を推進します。

(4) スポーツを通じた青少年の健全育成

取組の方向性

- ・ スポーツは身体の健全な成長を促します。また、スポーツによる仲間との交流を通じて豊かな人間関係を築く力や他人への思いやりの心を育むほか、フェアプレーの精神や自ら限界に挑戦するための克己心を身に付けられるなどスポーツによる青少年の健全育成を推進します。

具体的な事業

① 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を育む活動の推進（一部再掲）

- ・ 児童生徒がスポーツへの関心を高めるとともに、豊かなスポーツライフを実現する能力を身に付けることができるよう体育活動を充実します。
- ・ 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（「フィジカルリテラシー」）の育成を図ります。

② 東京2020大会のレガシーの継承（再掲）

- ・ スポーツ全般への興味・関心を高めたり、多様性の理解を深めたりするための教育プログラムの県内小中学校等での活用に向け、引き続き県内に広く周知します。
- ・ 東京2020大会によるスポーツの機運向上も踏まえ、子供たちが運動やスポーツの大切さを体感できる取組を継続し、近年の子供達の体力低下傾向の食い止めに向け、学校における体力向上に向けた継続的な取組の充実などの対策に取り組めます。

③ 幼児期運動指針等の普及・活用（再掲）

- ・ 幼稚園教諭等を対象とした研修等で「幼児期運動指針」や「アクティブ・チャイルド・プログラム」を周知し、その活用を促進します。

④ 学校と家庭や地域の連携の推進（再掲）

- ・ 「学校応援団」を活用し、家庭や地域の教育力を生かしたスポーツに係る取組を推進します。
- ・ 学校と家庭や地域の連携により、健康、安全、体力の向上に関する啓発や体力向上の取組等を推進します。

⑤ スポーツ少年団活動の支援（再掲）

- ・ スポーツの裾野の拡大と子供のスポーツ機会の充実、青少年の健全育成を図るため、県スポーツ協会等と連携し、スポーツ少年団の活動を支援します。
- ・ スポーツ協会及び市町村、市町村体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図ります。

⑥ 野外活動やレクリエーション活動の推進（再掲）

- ・ ハイキング、サイクリング、キャンプ活動等の野外活動やレクリエーション活動を関係団体と連携しながら促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成します。

⑦ プロ・トップスポーツチームや選手との交流（再掲）

- ・ スポーツ教室の開催をはじめ、プロ・トップスポーツチームや選手との交流を促進し、スポーツへの興味や関心を高めます。
- ・ 地域のスポーツ振興のため、チームと連携し、子供たちをプロ・トップスポーツチームの試合に招待します。
- ・ オリンピアンを輩出したチームの選手やコーチによるスポーツ体験教室を実施します。

⑧ 子供や若者をターゲットとした新しいスポーツの推進（再掲）

- ・ eスポーツやアーバンスポーツ、バーチャルスポーツなど、子供や若者をターゲットとした新しいスポーツを推進します。

施策3 パラスポーツの機会の充実

(1) 障害に応じたスポーツの機会の創出

取組の方向性

- ・ 障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み、障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会を創出します。

具体的な事業

① 市町村への先進事例の情報提供

- ・ 市町村に、先進事例の情報を提供するなど、障害者それぞれのニーズに応じたスポーツができる機会の提供を促進します。

② 障害者が地域でスポーツに親しむ環境の整備

- ・ 県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談・サポート事業を実施し、地域で暮らす障害者の安全なスポーツ施設利用やトレーニング指導に活用できるような実施環境の構築を支援します。
- ・ 身近なところで障害者がスポーツに親しめるよう、各市町村での現状を把握するとともに、スポーツ施設の設備別に、障害に応じた利用促進のポイントや工夫をわかりやすく解説したマニュアル等を作成し、広く市町村・施設管理者等へ普及します。
- ・ スポーツ施設管理者に対して、施設におけるパラスポーツ対応への意識啓発を行います。
- ・ 総合リハビリテーションセンター、体育館等の施設の活用を促進します。
- ・ 総合リハビリテーションセンターなどの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体力づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。

③ 障害者のスポーツ施設利用や観戦のしやすさの向上促進

- ・ スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組めます。
- ・ プロ・トップスポーツチームに対して、障害者が試合会場で実際に観戦したくなる施設の運営や企画の提供、会場に来なくても楽しめるオンラインやAR、VR技術の活用などの検討を促します。

④ 障害者に対するスポーツ関連情報の提供

- ・ 障害者のスポーツ大会・イベントやスポーツ施設の利用に関する情報を提供します。

(2) パラスポーツの推進

取組の方向性

- ・ 障害のない方に広くパラスポーツを知ってもらい、共に楽しんでもらうことは、障害者に対する理解を促進する上で重要です。パラスポーツの裾野の拡大と競技人口の増加を図るため、障害の有無にかかわらず誰もがパラスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組めます。

具体的な事業

① 障害のある方もない方も参加できるパラスポーツの普及・啓発

- ・ 市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。
- ・ より多くの障害者にパラスポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します
- ・ 小中学校等でパラスポーツ体験会を実施し、パラスポーツの理解促進を図ります。
- ・ 「彩の国ふれあいピック」の開催や「全国障害者スポーツ大会」への選手団の派遣等を通じて、パラスポーツの普及・啓発を進めます。

② パラスポーツを支える人材の養成・活用

- ・ 県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導員等、パラスポーツを支える人材を養成し、地域での活動を促進します。

③ パラスポーツの推進体制の整備

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、各競技団体等と連携し、パラスポーツを推進します。

施策4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり

(1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実

取組の方向性

- ・ 高齢者がスポーツを始めるきっかけづくりや生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会と場を充実します。

具体的な事業

① 高齢者が参加しやすいスポーツイベントの普及

- ・ 市町村、スポーツ団体等と連携し高齢者が参加しやすいスポーツイベントを開催します。
- ・ 高齢者が参加しやすいイベント内容・運営などについての工夫や取組事例を市町村等と共有し、機会の創出を図ります。

② 健康長寿埼玉プロジェクトの普及

- ・ 健康長寿埼玉プロジェクト等の普及を通じ、スポーツを通じた健康づくりに取り組む人を増やします。

③ 全国健康福祉祭³⁹（ねんりんピック）への埼玉県代表選手団の派遣

- ・ 高齢者スポーツの振興のため、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手を派遣します。

³⁹ 「全国健康福祉祭」は「ねんりんピック」の愛称で親しまれている。60歳以上の高齢者を中心とするスポーツや文化種目の交流大会を始め、美術展、音楽文化祭などの文化イベントや健康福祉機器展など、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典。ねんりんピックは、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる昭和63年から毎年開催されている。

(2) 第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）さいたま大会（仮称）の開催

取組の方向性

- ・ スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを開催し、全国から参加する高齢者と地域や世代を超えた交流を通じて、お互いを理解し、共に助け合う機運を高める大会とします。
- ・ 全国からお見えになる方々に、本県のアニメ、グルメ、地酒、伝統工芸品など多彩な地域資源で本県の魅力を感じていただくとともに、ホスピタリティに富んだおもてなしを行い、来県者や県民にとって心に残る大会とします。

具体的な事業

① 第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）さいたま大会（仮称）の開催

- ・ スポーツ交流大会、文化交流大会、総合開会式・閉会式、各種イベント等を開催します。

(3) スポーツを通じた健康増進・健康長寿社会の実現

取組の方向性

- ・ 人生100年時代を見据えて、スポーツを通じた心身の健康増進・健康長寿社会の実現を推進します。

具体的な事業

① スポーツを通じた地域での健康増進

- ・ 県内市町村に対して、スポーツを通じた地域での健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかけます。
- ・ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図ります。

② スポーツを通じた心身の健康増進に向けた情報発信

- ・ スポーツによる健康増進の効果についての好事例などの情報発信を行います。
- ・ 科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進します。

③ 健康長寿埼玉プロジェクトの普及（再掲）

- ・ 健康長寿埼玉プロジェクト等の普及を通じ、スポーツを通じた健康づくりに取り組む人を増やします。

施策5 スポーツを支える基盤づくり

(1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進

取組の方向性

- ・ 地域におけるスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。
- ・ 地域資源を最大限活用し、スポーツの場、機会の充実を図るため、スポーツ団体等との連携を推進します。
- ・ 年齢、性別、障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツに親しめる機会を創出するため、プロ・トップスポーツチームをはじめ、様々な団体との連携を推進します。

具体的な事業

① 総合型地域スポーツクラブの質的充実につながる支援

- ・ 県スポーツ協会等と連携し、総合型地域スポーツクラブの充実、国の登録・認証制度の普及を図ります。
- ・ 高齢者の健康促進や部活動の地域移行の受け皿など、地域の幅広いニーズに応え、地域課題の解決に資するクラブの育成を図ります。

② スポーツ団体等との連携

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体との連携体制の構築、また、地域にあるスポーツ施設、人材を活用し、身近なところで県民のスポーツの場づくりやスポーツに参加する機会の充実を図ります。

③ プロ・トップスポーツチームとの連携

- ・ 本県の貴重なスポーツ資源であるプロ・トップスポーツチームと連携し、親子教室、レベルアップ教室、公式戦や大規模スポーツイベントの運営体験、スタジアムツアーなど、スポーツに親しみ、プロ・トップスポーツチームを身近に感じる機会を提供します。

(2) スポーツを支える担い手が活躍する場の充実

取組の方向性

- ・ 地域でスポーツを支える指導者やスポーツ推進委員、スポーツボランティア等の人材の育成、活用を推進します。
- ・ RWC2019、東京2020大会において、ボランティア等スポーツを「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、活躍の場の充実に取り組みます。
- ・ スポーツに関わる人材が、状況に合わせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる」「はぐくむ」ことができるように、必要な啓発や支援を行います。

具体的な事業

① 地域におけるスポーツ指導者・障がい者スポーツ指導員の養成及び活用

- ・ 県スポーツ協会と連携し、公認スポーツ指導者等、スポーツを支える人材の育成を図ります。
- ・ 県社会福祉事業団やスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導員⁴⁰等、パラスポーツを支える人材を養成し、地域での活動を促進します。

② スポーツ推進委員活動の育成及び活用

- ・ 市町村や埼玉県スポーツ推進委員協議会と連携し、スポーツ推進委員の研修を通じた資質の向上や会議等を通じた相互の情報共有を図ります。
- ・ スポーツ推進委員の活動を活性化するため、総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ団体との連携を促進します。

⁴⁰ 競技大会やイベントで指導助言を行うなど、パラスポーツの普及、パラスポーツを支える人材として重要な役割を果たしている。県では、指導員の養成講習会を実施し、育成を図っている。

③ スポーツボランティアの確保及び活躍の場の提供

- ・ スポーツを支える人材の確保とともに、「埼玉県スポーツボランティア制度」を広く周知し、積極的な人材の活用を推進します。
- ・ 市町村及びスポーツ大会主催者等からの依頼を受け、スポーツボランティアに関する情報の一元的な発信を行います。
- ・ 県内プロ・トップスポーツチームと連携し、公式戦や体験イベント等におけるボランティア体験を提供します。

(3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備推進

取組の方向性

- ・ 県民の健康増進やアスリートの育成のため、スポーツ環境の整備を進めます。
- ・ 県民誰もが身近なところでスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインなど、アクセシビリティの改善を促進します。
- ・ 既存スポーツ施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外でもスポーツができる場の創出を行い、持続可能な地域スポーツ環境の充実を図ります。

具体的な事業

① スポーツ・レクリエーションの場となる県営公園の整備

- ・ ウォーキングコースや公園施設の整備や県民の利用しやすさに配慮した管理運営により、スポーツやレクリエーション活動の場の充実に努めます。
- ・ 県営スポーツ施設の有効活用や整備の在り方の検討を進めます。

② 県立学校体育施設開放の推進

- ・ 県立学校体育施設について、利用施設や利用時間の確保等、引き続き開放事業の推進を図ります。

③ 屋内50m水泳場整備、スポーツ科学拠点施設の整備推進

- ・ 県民の健康増進やアスリートの育成のため、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。

④ 障害者が地域でスポーツに親しむ環境の整備（一部再掲）

- ・ 身近なところで障害者がスポーツに親しめるよう、各市町村での現状を把握するとともに、スポーツ施設の設備別に、障害に応じた利用促進のポイントや工夫をわかりやすく解説したマニュアル等を作成し、広く市町村・施設管理者等へ普及します。

⑤ スポーツ施設以外でのスポーツ・レクリエーションの場の確保と情報発信

- ・ 多忙な時間の合間でもスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、企業等と連携し、オープンスペース、研修室等を活用したスポーツ・レクリエーションの場の確保を推進します。
- ・ 公共施設や商業施設等の空きスペースの有効活用、障害のある方も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、スポーツ施設以外でもスポーツ・レクリエーションの場を創出している先進事例の情報発信を行います。

（４）スポーツに関する情報発信の強化

取組の方向性

- ・ 多様な媒体・手段によりスポーツイベントやスポーツに関連する情報を提供します。
- ・ スポーツに関心が薄い層を中心に、それぞれの状況、障壁に合わせたスポーツに関わるためのきっかけを効果的に提供します。
- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートの功績を称える顕彰を通じ、チームやアスリートとスポーツに対する県民の関心を高めます。

具体的な事業

① 広報の充実

- ・ 広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる県民層、社会の動向等を意識し、「彩の国だより」等の広報媒体、埼玉県スポーツ情報ポータルサイト「スポナビ！サイタマ！」、ソーシャルメディア等の電子広報媒体やマスメディアを有効に活用します。

- ・ 市町村やプロ・トップスポーツチーム、スポーツ団体と連携して、県内で行われるスポーツイベント等の情報が手軽に入手できるよう、広報のコンテンツを充実します。
- ・ プロ・トップスポーツチームの発信力を活用し、県民への効果的なスポーツ等に関する情報発信を行います。

② 多様なスポーツ体験の機会に関する情報発信

- ・ 個人の能力に応じたスポーツや室内で気軽にできるスポーツなどを紹介します。
- ・ 県スポーツフェスティバルなど、多様なスポーツの体験ができる機会の情報を発信します。

③ eスポーツやアーバンスポーツ等関心の高いスポーツの情報発信

- ・ 話題性があり人気の高いeスポーツやアーバンスポーツ（BMX、スケートボード、ボルダリング、3×3、ブレイキン等）に関する情報を積極的に発信します。

④ 障害者に対するスポーツの情報発信

- ・ 障害者のスポーツ大会・イベントの開催やスポーツ施設の利用に関する情報等、パラスポーツに関する情報を発信します。

⑤ プロ・トップスポーツチーム等に関する情報発信

- ・ プロ・トップスポーツチームの試合やイベント等の情報発信を行い、プロ・トップスポーツチームを身近に感じる機会等を提供します。
- ・ 優秀な競技成績を収めた選手や団体、スポーツ振興に功労のあった方、団体を顕彰することにより、トップアスリートやトップスポーツチームの持つ魅力を発信し、スポーツへの関心を高めます。

⑥ スポーツと他分野との融合によるスポーツの魅力発信

- ・ スポーツに関心がない人がスポーツに親しめるよう、健康、美容、食、観光等、スポーツ以外の分野を組み合わせたスポーツの楽しみ方を発信します。

(5) スポーツにおけるDXの推進

取組の方向性

- ・ スポーツ分野においてDXを導入し、これまで特定の人・組織・地域等に偏在していたスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会や知見を広く県民に提供します。
- ・ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進します。
- ・ スポーツ科学を取り入れ、集積・分析したデータ等を県内アスリートの競技力向上や県民の健康増進等に生かします。

具体的な事業

① スポーツを「する」分野におけるDX（再掲）

- ・ 民間事業者が行うARやVR等のデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方を提供する取組を支援し、広く情報を発信します。
- ・ 企業やプロ・トップスポーツチームと連携し、リモートでスポーツを楽しむことができる新たな機会の創出について検討します。

② スポーツを「みる」分野におけるDX

- ・ スポーツ観戦のエンターテインメント性の向上や新しい観戦スタイルの提案など、民間事業者が行う取組について情報収集を行い、活用について検討します。

③ スポーツを指導する分野におけるDX

- ・ 科学的知見に基づく測定、データ分析、トレーニング指導等を行える人材を育成します。
- ・ 言語化しにくい指導内容を映像やデータによりわかりやすく伝えられるよう、指導現場におけるスポーツ科学の普及を促進します。

④ スポーツ科学拠点施設を想定したデータの蓄積・活用方法等の検討

- ・ 競技拠点施設、大学等と測定データやスポーツ科学による効果的なトレーニング手法などを共有する仕組みや、効果的な活用方法について検討します。
- ・ 国のハイパフォーマンススポーツセンター⁴¹（以下「HPSC」という。）との連携が可能な情報管理体制を構築し蓄積したデータを活用する支援メニュー等を検討します。

⁴¹ ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC） 日本のトップアスリートの中核拠点として、オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）が持つスポーツ医・科学、情報等による研究、支援及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、国内外のハイパフォーマンススポーツの強化に貢献している。

参考 URL <https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/tabid/1100/Default.aspx>

施策6 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出

(1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実

取組の方向性

- ・ 県民誰もが自分の興味や体力に応じて参加できるスポーツイベントの開催、支援を行い、スポーツを楽しむことができる多様な機会を創出します。
- ・ 「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組の普及を図り、県民誰もがスポーツに親しみ、参画できる機会の創出・気運の醸成を図ります。

具体的な事業

① 多様なスポーツ体験の機会の提供

- ・ 県民総合スポーツ大会の開催など、県民が気軽に多様なスポーツの体験ができる機会を提供します。
- ・ プロ・トップスポーツチームと連携し、親子教室、レベルアップ教室、公式戦の裏方体験、スタジアムツアーなど、スポーツに親しみ、プロ・トップスポーツチームを身近に感じる機会等を提供します。(再掲)

② 大規模スポーツ大会の実施

- ・ 秩父宮杯埼玉県自転車道路競走大会や埼玉県駅伝競走大会等、広範囲な地域を会場としたスポーツ大会を開催します。
- ・ 安全計画の確認や後援などを通じて、スポーツ団体、企業等が開催する大規模スポーツ大会を支援します。

③ 「県民スポーツの日」関連事業の推進

- ・ 広く県民のスポーツ参加を促すため、市町村やスポーツ団体と連携し、「県民スポーツの日（毎年6月の第1日曜日）」に関する事業の実施と周知に努めます。

④ 市町村と連携したスポーツ推進

- ・ 市町村と連携し、スポーツ活動の推進やスポーツイベントを実施します。
- ・ 市町村と地域のスポーツに関する課題を共有し、解決につながる事例等の情報共有を図ります。

⑤ スポーツ団体、大学、民間企業等と連携したスポーツ機会の創出

- ・ 民間企業等からの協賛やプロ・トップスポーツチームの協力を得て、県民に人気のスポーツ体験、プロ・トップスポーツチームによるスポーツ教室等、県民がスポーツに親しむことができる機会を提供します。
- ・ 大学と連携し、学生によるスポーツボランティアや事業実施のためのアシスタントなどを取り入れ、円滑なスポーツイベントの開催に取り組みます。

⑥ スポーツを「する」分野におけるDX（再掲）

- ・ 民間事業者が行うARやVR等のデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方を提供する取組を支援し、広く情報を発信します。
- ・ 企業やプロ・トップスポーツチームと連携し、リモートでスポーツを楽しむことができる新たな機会の創出について検討します。

(2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催

取組の方向性

- ・ 年齢、性別、障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるよう、多彩なスポーツイベント等を開催します。
- ・ eスポーツやアーバンスポーツ等の新しいスポーツに触れる機会の創出やトップレベル、大規模スポーツ大会等の誘致・開催を推進します。

具体的な事業

① トップレベルの競技会や大規模スポーツ大会等の招致・開催の推進

- ・ 県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるよう、トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の誘致・開催を推進します。
- ・ 第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）を令和8年度（2026年度）に本県で開催します。
- ・ 屋内50m水泳場の整備を見据え、国内主要大会の誘致を行います。

② eスポーツやバーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等多彩なイベントの支援

- ・ eスポーツやバーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等、県民の関心の高いイベントを支援します。

(3) プロ・トップスポーツチーム等を身近に感じる機会の拡大

取組の方向性

- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの交流を進めることで、県民のスポーツへの興味関心を高めます。
- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと連携した地域におけるスポーツ活動を推進します。

具体的な事業

① プロ・トップスポーツチームとの連携

- ・ プロ・トップスポーツチームによるスポーツ教室や県が企画するイベントへの選手派遣などを通して、県民とプロ・トップスポーツチームとの交流を深め、スポーツを楽しむ気運を醸成し、地域でのスポーツを振興します。
- ・ プロ・トップスポーツチームの発信力を活用し、県民へのスポーツなどに関する効果的な情報発信を行います。
- ・ プロ・トップスポーツチームと協力し、各競技の普及、競技力の向上、運動部活動の地域クラブ活動への移行等の課題に取り組みます。

② 本県ゆかりのトップアスリートとの連携

- ・ 多様な機会を生かし、講演や出前講座など、本県ゆかりのトップアスリートから学ぶ機会を提供し、地域スポーツ活動の推進や人材育成等を促進します。
- ・ トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力等を生かし、ジュニア期からのアスリート育成支援に取り組みます。

施策7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上

(1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援

取組の方向性

- ・ アスリートの適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化と一貫した支援体制を整備・充実させます。
- ・ 特にパラスポーツについては、タレント発掘のための取組が、競技の裾野を広げ、スポーツを実施する障害者を増やすことにもつながることから、幅広い層へのアプローチが可能となるよう関係団体と連携して取り組みます。

具体的な事業

① アスリートの発掘・育成

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体、小中高校や特別支援学校等と連携し、次代を担うアスリートの発掘を推進するとともに、アスリート個人の状況に応じた効果的な育成を図ります。
- ・ ジュニア期からトップアスリートまでの一貫した指導が継続されるよう、競技団体内や指導者間でのアスリートに関する情報の円滑な共有を図ります。また、競技団体や指導者に対する指導方法等に関する研修を充実します。
- ・ 体験する機会の少ない競技について、イベント等で体験する機会を創出し、競技人口の拡大を推進します。
- ・ 総合リハビリテーションセンターと連携し、障害の特性、種類に応じた競技力向上支援を行います。

② 埼玉県ゆかりのオリンピック・パラリンピアン等の育成を図る強化支援

- ・ スポーツ科学による科学的なサポートや強化活動費の助成等により、埼玉県ゆかりのアスリートのオリンピック・パラリンピック等での活躍を見据えた支援を行います。

(2) アスリートの競技力向上支援

取組の方向性

- ・ 県スポーツ協会や県障害者スポーツ協会、競技団体と連携して、継続的、効果的な競技力向上支援を推進します。
- ・ 国のHPSCとの連携を深め、スポーツ科学の知見や技術に関する情報を得るとともに、アスリートの強化支援を行います。
- ・ スポーツ科学の知見を活用できる指導者を育成し、本県のアスリートに対する競技力向上を推進します。

具体的な事業

① スポーツ団体と連携した競技力向上支援の充実

- ・ 各競技団体の競技力に応じ、国民体育大会（国民スポーツ大会）等の国内大会や国際大会・海外遠征等に関する経費の一部を支援します。
- ・ 県障害者スポーツ協会と連携し、「全国障害者スポーツ大会」への選手団の派遣や、パラアスリート並びに各競技団体への活動を支援します。
- ・ 県スポーツ協会・県障害者スポーツ協会等と連携し、各競技団体等における公認指導者や有資格指導者の登録の促進、選手強化のためのコーチ研修会やスポーツ指導者研修会等の充実を図り、競技力向上に向けた優秀な指導者の育成に取り組みます。

② HPSC との連携強化

- ・ スポーツ科学、デジタル技術などの最新の知見や技術に関する情報を得るとともに、アスリートの競技力向上に関する連携を深めます。

③ スポーツ科学を活用した競技力向上支援

- ・ 中央競技団体、県スポーツ協会及び競技団体等と連携・協力し、映像を活用した動作・ゲームの分析やアプリなどのデジタル技術を活用した強化支援及び広報について検討・実施します。
- ・ アスリートの目的に沿って、トレーニング、スポーツ栄養、スポーツ心理、スポーツ障害予防などの専門家によるサポートを実施します。

- ・ アスリートの高い能力をさらに伸ばすため、スポーツ科学の基礎や科学的根拠に基づいた効果的なスポーツを習慣化させるポイントを学ぶ機会を提供します。
- ・ フィットネスチェック（身体能力テスト）を生かしたトレーニングに対するアドバイスを提供します。
- ・ 日常のトレーニングや生活の中で生じた悩みや課題などを解決するため、スポーツ科学の知見を活用した相談を拡充します。

④ 指導者の育成・大学との連携強化

- ・ スポーツ科学に係る専門家や大学等との連携を深め、スポーツ科学の専門的な知見を活用できる指導者を育成し、本県のアスリートに対する競技力向上支援を推進します。

⑤ 女性アスリートへの支援（一部再掲）

- ・ 女子児童生徒や女性アスリートの健康課題等に関する本人、保護者、指導者の理解を促進します。（再掲）
- ・ 月経についての悩みや出産・育児と競技との両立など、女性アスリート特有の課題に対し、専門家による支援を実施します。（再掲）
- ・ 写真・動画の撮影、拡散によるセクシュアルハラスメントの根絶に向けた取組を推進します。

（3）アスリートの競技継続支援

取組の方向性

- ・ 国際舞台や国民体育大会（国民スポーツ大会）等での活躍を目指すアスリートと県内企業とのマッチングを行い、アスリートの競技継続を支援します。
- ・ アスリートの特性や意向等を踏まえ、新たな競技への挑戦・競技転向を支援します。

具体的な事業

① 安定した競技生活を継続するための就職支援

- ・ 埼玉アスリート無料職業紹介所「埼玉アスリート就職サポートセンター（以下「埼玉アスサポ」という。）」の円滑な運営に努めます。
- ・ 競技団体、大学等を通じて所属するアスリートに対しての埼玉アスサポの周知と登録促進を継続的に実施します。
- ・ 大学が実施する就職活動説明会などの機会を活用し、周知を積極的に行います。
- ・ アスリートのセカンドキャリアとして、競技引退後も次世代を育成・支援するなど本県スポーツ界の発展に貢献してもらえよう後押しをします。

② 経済団体等との連携による埼玉アスサポの周知と登録企業の拡大

- ・ 経済団体、金融機関等と連携し、埼玉アスサポの県内企業への周知を図ります。

③ 埼玉アスサポを活用したマッチング機会の創出と好事例の発信

- ・ アスリートと登録企業とのマッチングの機会を定期的に設けます。
- ・ アスリートが安心して競技に打ち込める具体的な支援の内容やアスリートの採用による会社の活性化など、アスリート、企業双方からの制度活用のメリット等について発信します。

④ アスリートの競技転向支援

- ・ アスリートの特性や意向、客観的データ等を踏まえ、新たな競技への挑戦・競技転向を支援します。

(4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実

取組の方向性

- ・ 埼玉県内のプロ・トップスポーツチームや埼玉県ゆかりのトップアスリートが有する技術やノウハウ・経験を活用した次世代アスリートの育成や競技力の向上に取り組みます。

具体的な事業

① プロ・トップスポーツチームとの連携

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体等と連携し、アスリートを対象としたプロ・トップスポーツチームによる競技体験や技術指導等を行う機会を創出します。
- ・ プロ・トップスポーツチームと連携し、次代の本県アスリートとなる子供たちに夢や希望を与え、スポーツの裾野を広げるとともに、次世代アスリートの発掘・育成に取り組みます。

② 本県ゆかりのトップアスリートとの連携（再掲）

- ・ 多様な機会を生かし、講演や出前講座など本県ゆかりのトップアスリートから学ぶ機会を提供し、地域スポーツ活動の推進や人材育成等を促進します。
- ・ トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力等を生かし、ジュニア期からのアスリート育成支援に取り組みます。

（５）支援体制の強化

取組の方向性

- ・ 競技力向上に関する県の取組を広く県民、企業等に周知し、参加や協賛につなげます。
- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体等と連携し、スポーツ科学拠点施設の整備を見据えた支援体制の構築に取り組みます。

具体的な事業

① アスリート支援体制の構築

- ・ 市町村、スポーツ団体等との連携を深め、効果的なアスリートの競技力向上支援に関する取組の周知、成果の発信などを行います。
- ・ 県内企業に対し取組を周知し、スポーツ埼玉みらい資金（ＳＳＦＦ）への寄附へつなげます。

- ・ アスリートの競技力向上支援を通して、スポーツ科学拠点施設の整備を見据えた県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体等との連携や、各団体間の連携を推進します。

(6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進

取組の方向性

- ・ 本県の競技力向上とスポーツ振興の拠点となる、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。

具体的な事業

① 屋内50m水泳場の整備推進（再掲）

- ・ 日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内50m水泳場を整備し、アスリートの競技力の向上につなげるとともに、国内主要大会を開催し、水泳の普及振興を図ります。
- ・ 1年を通して天候に左右されず誰もが水に親しむ環境を創出し、県民の健康増進・スポーツ実施率の向上を図ります。

② スポーツ科学拠点施設の整備推進（再掲）

- ・ スポーツ科学の知見を生かした県内アスリートの競技力向上を支援するとともに、地域でスポーツに親しむ県民の競技力向上支援やスポーツを通じた県民健康増進を図る拠点として上尾運動公園の再整備と一体的に推進します。

施策8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保

(1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化

取組の方向性

- ・ スポーツ団体の自主的・自律的なガバナンス強化を促し、スポーツ団体の組織運営の透明化を図ります。

具体的な事業

① スポーツ団体のガバナンス強化

- ・ 県スポーツ協会、障害者スポーツ協会等と連携し、競技団体、地域のスポーツ団体等に対し、規模や競技志向にかかわらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、研修等を実施します。

(2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止

取組の方向性

- ・ スポーツが本来有する魅力や社会に対する影響力の強さを意識しつつ、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶に努め、県民やアスリートが安心してスポーツに親しむことができる環境をつくれます。
- ・ アスリート個人に対する誹謗中傷やハラスメントの防止に努め、安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

具体的な事業

① スポーツ関係者の体罰、暴力、ハラスメントの根絶

- ・ スポーツ団体、教育機関等と連携し、広くスポーツを取り巻く活動の中でのコンプライアンス違反、暴力等の根絶を目指し、アスリートや指導者に対する教育・研修の強化を推進します。

- ・ 県スポーツ協会等と連携し、アスリートに対するハラスメントの防止に向けた啓発活動を実施するとともに、相談窓口の拡充を図ります。

(3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止

取組の方向性

- ・ スポーツの価値を維持し、さらにスポーツが様々な社会的課題の解決に寄与するためには、スポーツが安全で公正に行われることが前提です。ドーピング、八百長等の防止に関する研修や学習活動の機会の確保に向けた取組を行います。

具体的な事業

① 正しい知識を得る機会の確保

- ・ アスリートや指導者等に対してフェアプレー精神や、県や国を代表するアスリートとしての心構え、リスクマネジメントについての教育を推進します。
- ・ 機会を捉えて、安全で公正な競技の実施に向け、本県の選手や指導者に対するアンチドーピングの研修を充実します。
- ・ 競技団体、教育機関等と協力し、サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反が起きないように、アスリート・保護者・指導者等に対するドーピング防止教育を推進します。

② 関係団体に対する情報提供の強化

- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対するドーピング等に関する情報提供を充実します。
- ・ スポーツ・インテグリティを脅かす苦情・情報提供等について、競技団体やスポーツ少年団等の自浄作用が働くよう、具体的に情報提供します。

(4) スポーツ事故・スポーツ障害の防止

取組の方向性

- ・ スポーツに起因する事故を未然に防ぎ、県民誰もが安全に、安心してスポーツを楽しめる環境の構築を進めます。

具体的な事業

① 安全なスポーツ活動に関する情報の発信

- ・ 県スポーツ協会、競技団体、地域のスポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し、定期的に研修等を実施するよう促します。
- ・ 競技の特性等を踏まえ、熱中症対策や大会開催方法等の見直しなど、県民の安全なスポーツ活動に関する啓発・普及を行います。
- ・ スポーツ活動が行える環境確保のために、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などについて、アスリートや指導者等のスポーツ関係者や、スポーツ施設周辺の地域住民などを含めた安全・健康管理等に関する啓発を行います。

② 学校運動部活動及び地域クラブ活動の安全性の確立（再掲）

- ・ 学校運動部活動及び地域クラブ活動における安全性を確立するため、運動部活動指導資料の活用を推進します。
- ・ 指導者への講習会等において、救急法及びAED講習等を実施するなど、学校運動部活動・地域クラブ活動時の緊急事態にも対応できる知識や技術の習得と意識の向上を図ります。
- ・ 地域スポーツ団体等への「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を周知・徹底し、コンプライアンス意識の徹底、ガバナンスの確保、選手等の安全の確保など公正かつ適切な団体運営を促します。

③ スポーツ団体に対するスポーツ事故・スポーツ障害予防知識の普及

- ・ 地域のスポーツクラブ等の指導者に対し、スポーツ事故・スポーツ障害予防に関する研修を実施します。

施策9 スポーツを通じた共生社会の実現

(1) 女性の活躍

取組の方向性

- ・ 女性のスポーツ実施率の向上や女子スポーツの振興を通じて、リーダーシップやマネジメント、ダイバーシティ等を学び、女性の活躍を促進します。

具体的な事業

① 女性のライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進（再掲）

- ・ 日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
- ・ 子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける環境づくりを促進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツチームと協働で、親と子が共に楽しめるスポーツ教室の開催を促進します。

② 女性プロ・トップスポーツチームへの支援（再掲）

- ・ チームの積極的な魅力発信により、ファン層の拡大を図ります。
- ・ WEリーグと連携し、県、チーム、県サッカー協会、ホームタウン市等をメンバーとした気運醸成委員会を設置し、WEリーグを盛り上げ、女子スポーツの振興を図ります。

③ スポーツにおけるハラスメントの防止

- ・ 県スポーツ協会等と連携し、アスリートに対するハラスメントの防止に向けた啓発活動を実施するとともに、相談窓口の拡充を図ります。（再掲）
- ・ 部活動やスポーツ団体の活動などの場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の根絶に向けた取組を推進します。

④ 女性アスリートへの支援（一部再掲）

- ・ 女子児童生徒や女性アスリートの健康課題等に関する本人、保護者、指導者の理解を促進します。
- ・ 月経についての悩みや出産・育児と競技との両立など、女性アスリート特有の課題に対し、専門家による支援を実施します。

⑤ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツの促進

- ・ ヨガやピラティスをはじめ、筋力の少ない女性でも気軽にはじめることのでき、かつ、美容にもよいとされるスポーツについて情報提供をします。

⑥ 女性指導者、女性役員等の配置促進

- ・ スポーツ団体の運営に関わる女性指導者、女性役員を増やすための働きかけを行います。（再掲）

（２）パラスポーツの普及、裾野拡大

取組の方向性

- ・ 障害のある方が、障害の種類や程度、さらには自らのライフステージやライフスタイルに応じてスポーツの価値を享受できるための取組を進め、パラスポーツの普及、裾野を拡大し、パラスポーツを楽しむ方を増やします。
- ・ 全ての県民がパラスポーツの素晴らしさを共有できる環境づくりを進め、パラスポーツを通じた障害者の積極的な社会参加を推進します。
- ・ 東京2020大会のレガシーを継承・発展させ、スポーツを通じた障害者の社会参加、共生社会の実現を推進します。

具体的な事業

① 障害のある方もない方も参加できるパラスポーツの普及・啓発（再掲）

- ・ 市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。
- ・ より多くの障害者にパラスポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために

各種スポーツ大会を開催します。

- ・ 小中学校等でパラスポーツ体験会を実施し、パラスポーツの理解促進を図ります。
- ・ 「彩の国ふれあいピック」の開催や「全国障害者スポーツ大会」への選手団の派遣等を通じて、パラスポーツの普及・啓発を進めます。

② 障害者に対するスポーツ関連情報の提供（再掲）

- ・ 障害者のスポーツ大会、イベントやスポーツ施設の利用に関する情報を提供します。

③ パラスポーツを支える人材の養成・活用（再掲）

- ・ 県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導員等、パラスポーツを支える人材を養成し、地域での活動を促進します。

④ 市町村への先進事例の情報提供（再掲）

- ・ 市町村に、先進事例の情報を提供するなど、障害者それぞれのニーズに応じたスポーツができる機会の提供を促進します。

⑤ 障害者が地域でスポーツに親しむ環境の整備（再掲）

- ・ 県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談・サポート事業を実施し、地域で暮らす障害者の安全なスポーツ施設利用やトレーニング指導に活用できるような支援環境の構築を支援します。
- ・ 身近なところで障害者がスポーツに親しめるよう、各市町村での現状を把握するとともに、スポーツ施設の設備別に、障害に応じた利用促進のポイントや工夫をわかりやすく解説したマニュアル等を作成し、広く市町村・施設管理者等へ普及します。
- ・ スポーツ施設管理者に対して、施設におけるパラスポーツ対応への意識啓発を行います。
- ・ 総合リハビリテーションセンター、体育館等の施設の活用を促進します。
- ・ 総合リハビリテーションセンターなどの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体力づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。

⑥ 障害者のスポーツ施設利用や観戦のしやすさの向上促進（再掲）

- ・ スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組めます。
- ・ プロ・トップスポーツチームに対して、障害者が試合会場で実際に観戦したくなる施設の運営や企画の提供、会場に来なくても楽しめるオンラインやAR、VR技術の活用などの検討を促します。

（3）国際交流の促進

取組の方向性

- ・ スポーツは世界共通の「文化」であり、世界中のあらゆる人々と交流を行う際の「言語」となり得ることを踏まえ、スポーツを通じた外国人との触れ合いやつながりを深めていく取組を進めます。
- ・ 本県在住の外国人のスポーツ活動への参加を促進し、本県における多文化共生社会の実現に寄与します。

具体的な事業

① 多様な交流ができるスポーツ大会やイベント等の開催

- ・ 地域の日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場として、市町村や関係団体と連携し、多様なスポーツの体験ができる機会を提供します。
- ・ 競技団体、プロチームと連携した国際親善試合の開催や開催をきっかけとした地域での交流の機会を創出します。

② 多言語でのスポーツ情報提供

- ・ スポーツに関する情報を多言語で提供します。
- ・ 県営スポーツ施設等の多言語案内の設置を促進します。

施策10 スポーツを通じた地域の活性化

(1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり

取組の方向性

- ・ 多彩なスポーツ大会・イベントの誘致・開催に取り組み、県内外からの交流人口を拡大させるとともに、スポーツ施設の活用による地域におけるにぎわいの創出や地域の魅力づくりを推進します。
- ・ スポーツの持つ、人を元気づけ、人と人をつなげる力を活用し、スポーツによる地域コミュニティの活性化を促進します。

具体的な事業

① トップレベルの競技会や大規模スポーツ大会等の招致・開催の推進（一部再掲）

- ・ 県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるよう、トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の招致・開催を推進します。（再掲）
- ・ トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等を通じ、地域の魅力発信やにぎわいの創出を図ります。

② スポーツ施設を活用した地域の魅力づくり

- ・ スポーツ施設を活用し、地域のにぎわいの創出や魅力づくりを推進します。

③ イベントによる新たな観光客の誘致

- ・ eスポーツなどのスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じ、県内外からの参加者が食や物産等、県の魅力を楽しめる併催イベントを開催し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 大会やイベントの参加者に、県内の各地域に足を運んでいただけるよう、地域の魅力を発信するプロモーションを推進します。

④ スポーツイベント等を通じた交流促進

- ・ 市町村、総合型地域スポーツクラブ、プロ・トップスポーツチーム等と連携し、性別、年齢、障害の有無に関係なく誰もが参加しやすいスポーツの機会を提供し、交流を促進します。
- ・ 関心のあるスポーツに関する情報や体験する機会を共有しながら交流する機会を提供します。

(2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携・協働による地域振興

取組の方向性

- ・ プロ・トップスポーツチーム、トップアスリートに対する地域一体となった支援を促進し、プロ・トップスポーツチームやトップアスリートによる本県の魅力発信、スポーツによるまちづくりを促進します。

具体的な事業

① プロ・トップスポーツチーム、トップアスリートによる地域の魅力発信

- ・ プロ・トップスポーツチーム、トップアスリート、市町村等と連携し、地域におけるファン層の拡大を図り、県民のスポーツ振興につなげます。
- ・ プロ・トップスポーツチーム、トップアスリートの発信力を活用し、チームやアスリート練習拠点施設等を含めた地域の魅力を発信します。

② プロ・トップスポーツチーム等スポーツによるまちづくり

- ・ 市町村におけるホームタウンチーム化を促進し、ファン層の拡大や地域住民の一体感の醸成などを図ります。
- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートによる地域でのスポーツ教室等の開催を通じ、地域スポーツの振興を図ります。
- ・ 地元の市町村、経済団体等と連携し、プロ・トップスポーツチームを核とした地域での活動を支援することで、地域経済の活性化、地域振興を後押しします。

(3) スポーツの成長産業化

取組の方向性

- ・ 多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じて、県内外からの交流人口の拡大やスポーツツーリズムを推進し、地域経済の振興に貢献します。
- ・ スポーツ関連産業への企業等の参入支援を通じ、スポーツ振興と産業振興の好循環を図ります。

具体的な事業

① eスポーツイベント、アーバンスポーツイベント等、多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じた地域活性化

- ・ スポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じ、県内外からの参加者が食や物産等、県の魅力を楽しめる併催イベントを開催し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 大会やイベントの参加者に、県内の各地域に足を運んでいただけるよう、地域の魅力を発信するプロモーションを推進します。
- ・ 地元の食・特産品、観光や、旅行、アパレル、スポーツ用品等、様々な消費の喚起により地域経済の活性化を促進します。

② 豊かな自然に親しむスポーツを通じた観光振興

- ・ 本県の豊かな自然を生かしたサイクリング、カヌー、ラフティング、キャンプ等のアウトドアスポーツを推進し、本県の魅力をアピールします。
- ・ 地元市町村、経済団体等と連携し、スポーツ大会やイベント時の賞品、参加景品などを提供し、本県のブランド品、特産品のPRと消費の喚起を促します。

③ スポーツ大会やイベントを通じた民間企業等のPR

- ・ 各種スポーツ大会やイベント開催に対し、民間企業等による協力を積極的に働きかけるとともに、協力企業等のPRを実施し、企業活動の促進を図ります。
- ・ トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の機会を活用し、地域の魅力発信やにぎわいを創出します。

④ プロ・トップスポーツチームの活性化支援

- ・ 市町村と連携し、プロ・トップスポーツチームのホームタウンチーム化を進め、地域のファン層を拡大するほか、チームの積極的な魅力発信を通じ、多くの観戦客を呼び込みホームゲームでの盛り上げを図るなど、チームの活性化を支援します。

⑤ スポーツ関連産業への支援

- ・ スポーツ関連産業の成長産業化を図るため、プロ・トップスポーツチームや県内中小企業等の交流の場を構築するとともに、マッチングの機会を提供します。

⑥ 多彩なスポーツ大会やイベントを通じたスポーツ関連ビジネスのPR

- ・ 大会やイベント開催時に、スポーツ関連商品PRブースの設置等により、来場者へスポーツ関連ビジネスのPRを図ります。
- ・ スポーツ関連企業主催のスポーツイベント開催を促進します。

⑦ スポーツ施設を活用した地域経済の活性化

- ・ スポーツ施設の整備・活用を検討する際は、スポーツを通じた地域経済の活性化を目指します。

⑧ プロ・トップスポーツチーム等スポーツによる地域経済の活性化

- ・ 地元の市町村、経済団体等と連携し、プロ・トップスポーツチームを核とした地域での活動を支援することで、地域経済の活性化、地域振興を後押しします。(再掲)

第5章 計画の推進体制

スポーツ推進に係る様々な施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下のとおり、県、市町村、学校、スポーツ団体、専門機関、プロ・トップスポーツチーム、民間企業、県民等が各々の立場から主体的に取り組むとともに、互いに連携・協働しながら取組を展開していきます。

1 総合的な推進体制

スポーツに係る幅広い分野の施策展開を進めていくために、全庁的な推進体制を構築し、関係各課と密接に連携、協働しながら計画を推進します。地域のスポーツ団体やスポーツ施設等及び、医療機関・福祉施設等の関係者との連携体制を構築して県民のスポーツ実施を促進します。また、埼玉県スポーツ推進審議会がスポーツの推進に関する重要事項について調査・審議した結果や、スポーツの推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、施策へ反映させていきます。

2 多様な主体との連携・協働

「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を実現し、生涯スポーツ、競技スポーツ、パラスポーツ、スポーツによる地域の活性化等を推進していくためには、県民はもとより計画の実現を担う関係団体の参画が不可欠です。

市町村、学校、県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、各競技団体、学校体育団体、県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会等のスポーツ団体、埼玉県医師会、日本スポーツ振興センター、国立スポーツ科学センター及び県内大学等の専門機関、県内に本拠地を置くプロ・トップスポーツチーム、民間企業等との連携・協働が求められます。

また、県民は、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で一人一人が生涯にわたりスポーツに主体的に取り組む、より多くの方々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、日常生活において、充実したスポーツライフを送ることが期待されます。

3 計画の進行管理

計画の評価については、基本目標別に設定した指標（目標値）の達成状況や、各施策の進捗状況を踏まえ、埼玉県スポーツ推進審議会での審議等を通じて実施します。これらの取組を県民に公表することで、説明責任を果たし、より効果的なスポーツ関連施策の推進、スポーツの振興に取り組んでいきます。

資料編

埼玉県スポーツ推進計画における指標

目標Ⅰ すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
1	【週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合】 スポーツ・レクリエーション活動を週に1回以上する成年の県民の割合（スポーツ実施率） （埼玉県県政世論調査）	57.9% （令和4年度）	65.0%以上 （令和9年度）	・散歩・ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動等を含めてスポーツを週1回以上行っていると回答した人の割合。 ・スポーツを「する」ことを推進する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	本計画の上位計画である「埼玉県5か年計画」において、成年の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度となることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。
2	【子供のスポーツ意欲】 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合 （スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）	81.0% （令和4年度）	85.0%以上 （令和9年度）	・子供の頃から、生涯にわたってスポーツを親しむ心を育てる成果を示す数値であることから、この指標を選定。	学校体育や地域・家庭での活動により子供の運動習慣を定着させることを目指して、この目標値を設定。
3	【パラスポーツの推進】 彩の国ふれあいピックの参加者数	3,522人 （平成29年度）	4,500人以上 （令和9年度）	・全県的な障害者スポーツ大会の開催により、一層のパラスポーツの普及を図るとともに、障害及び障害者に対する県民の理解を深めることが可能であり、パラスポーツの推進の成果を示す数値であることからこの指標を選定。 ※「彩の国ふれあいピック」は、パラスポーツの普及を図るとともに、障害者とパラスポーツに対する理解を深めるため、全県的な障害者スポーツ大会として開催している。春季大会（個人競技）及び球技大会（団体競技）は全国大会の予選を兼ねる競技志向の高い大会である。一方、秋季大会は、障害者のスポーツ参加のきっかけづくりのための大会で、三障害（身体・知的・精神）が一緒に参加できる競技や障害程度が重くても楽しめる競技を行うなど、共生の理念を具体化した大会である。	パラスポーツの振興、裾野拡大を通じ、各大会の参加者数を毎年度増加することを目指して、この目標値を設定。

目標2 多彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
4	<p>【スポーツを現地で観戦した割合】</p> <p>過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマを問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 （県政サポーターアンケート）</p>	19.2% （令和4年度）	50.0%以上 （令和9年度）	・スポーツ観戦の推進の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	第2期計画の計画期間中のRWC 2019、東京2020大会等の国際大会のレガシーを次代に引き継ぎ、2人に1人程度への増加を目指して、この目標値を設定。
5	<p>【スポーツに関するボランティアに参加した割合】</p> <p>スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合 （県政サポーターアンケート）</p>	4.3% （令和4年度）	10.0%以上 （令和9年度）	・スポーツボランティアを行っている状況を示す数値であることから、この指標を選定。	第2期計画の計画期間中のRWC 2019、東京2020大会等の国際大会のレガシーを次代に引き継ぎ、ボランティア活動などが活発化することを見込み、この目標値を設定。

目標3 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
6	【アスリートの活躍（国内）】 国民体育大会（国民スポーツ大会）における天皇杯（男女総合成績）	3位 （令和4年度）	3位以上 （令和9年度）	・国民体育大会（国民スポーツ大会）における天皇杯（男女総合成績）の順位。 ・本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。	第1期、第2期計画の計画期間中の順位は3位が4回、4位以下が4回であることから、常に3位以上を確保することを目指し、この目標値を設定。 ※令和2年度、令和3年度は大会中止
7	【アスリートの活躍（国際）】 国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数	166人 （令和3年度）	500人以上 （令和9年度）	・本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数。対象は国民体育大会（国民スポーツ大会）正式種目である41種目とする。 ・本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。	トップアスリートへの支援を通じ、第2期計画に引き続き、国際大会における本県ゆかりの選手の入賞者数500人以上を確保することを目指し、この目標値を設定。

目標4 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた活力のある社会の実現～					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
8	【プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携】 プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との連携事業数	42件 （令和3年度）	72件以上 （令和9年度）	・本県の貴重なスポーツ資源であるプロ・トップスポーツチーム、トップアスリートと連携して、スポーツの振興、チーム、アスリートの情報発信、地域の活性化、県の課題解決を示す数値であることからこの指標を選定。	・直近の実績を考慮し、プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとより一層の連携することを目指し、この目標値を設定。

スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）〔抄〕

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するに、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2～3 略

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

平成18年12月26日
埼玉県条例第70号

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。）が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく資することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第2条 県は、県民生活においてスポーツの果たす役割の重要性を深く認識して、市町村、スポーツ関係団体（主としてスポーツに関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）、事業者及び県民と協力して、この条例の目的が達成されるよう努めなければならない。

(スポーツに関する多様な活動の促進)

第3条 県は、スポーツを通じた地域の連帯感の醸成等が図られるよう、市町村と協力して、スポーツをすること、見ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えることを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(生涯スポーツの振興等)

第4条 県は、すべての県民が生涯にわたって、その体力、年齢、技術、関心等に応じてスポーツをすることができるよう、市町村及びスポーツ関係団体と協力して、その機会を提供するものとする。

2 県は、障害者の社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。

3 県は、スポーツを通じた健康の維持増進及び高齢者等の介護予防に関し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(子どもの体力向上及び学校体育の振興)

第5条 県は、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、児童及び生徒の行うスポーツに関し、学校教育が果たすべき役割の重要性を踏まえ、市町村その他関係団体と協力して、学校における体育の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの競技力向上)

第6条 県は、スポーツの競技力の向上のため、スポーツ関係団体と協力して、講習会の開催その他指導者の育成及び資質の向上並びに選手の育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備及び充実等)

第7条 県は、スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）の整備及び充実に努めなければならない。

2 県は、自ら保有する土地、施設等の管理に当たっては、その所在する地域のスポーツ振興のまちづくりに資するよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ施設の整備及び充実に当たっては、民間の資金、土地及び施設の活用に努めるものとする。

4 県は、前三項の規定により県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する措置についての指針を定めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

参考とした主な調査の概要一覧

1 埼玉県：令和4年度 埼玉県政世論調査

対象	対象者数	回収数 (回収率)	調査方法	実施時期	抽出方法
県内在住満18歳以上の男女個人	3,000人	2,524人 (50.5%)	調査員による個別面接聴取法	令和4年7月	住民基本台帳による層化2段無作為抽出法

2 埼玉県：令和4年度県政サポーターアンケート（第204回簡易アンケート）

対象	対象者数	回収数 (回収率)	調査方法	実施時期	その他
県内在住県政サポーター	2,909人	2,019人 (69.4%)	インターネット	令和4年7月	事前に登録している「県政サポーター」を対象に県政の課題に係るアンケート調査の一環で実施

3 埼玉県スポーツ振興課：スポーツに関する県民意識・実態調査（令和3年度）

対象	回答者数	調査方法	実施時期	抽出方法
県内在住満20歳以上の個人	4,491人	インターネット	令和3年9月	インターネット調査会社モニターを対象に性別、年代別、地域別から抽出
県内在住の障害者本人 またはその家族	195人	質問紙調査	令和3年9月	県内で活動する障害者団体5団体※を選定し、団体に所属する個人を抽出
	300人	インターネット	令和4年1月	インターネット調査会社モニターを対象に性別、年代別、地域別から抽出
児童生徒	小学校5年生	質問紙調査	令和3年9月	埼玉県内全公立学校について学校種別に地域バランスを配慮し無作為に抽出した学校の1学級
	中学校2年生			
	高等学校2年生			

※埼玉県身体障害者福祉協会（身体）、埼玉県聴覚障害協会（聴覚）、埼玉県視覚障害者福祉協会（視覚）、埼玉県手をつなぐ育成会（知的）、埼玉県精神保健福祉協会（精神）

4 スポーツ庁：令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

対象	調査対象 学校総数	参加学校数 (参加率)	調査事項	実施時期
小学校、義務教育 学校前期課程及 び特別支援学校 小学部の5年生	20,012校	18,652校 (93.2%)	ア 実技に関する調査 (テスト項目) 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン (中学校は持久走(男子1500m、女子1000m)又は 20mシャトルラン) 50m走、立ち幅とび、 ソフトボール投げ(中学校はハンドボール投げ) イ 質問紙調査(運動習慣、生活習慣等)	令和4年4月～7月
中学校、義務教育 学校後期課程、中 等教育学校及び 特別支援学校中 学部の2年生	11,018校	9,754校 (88.5%)		

5 スポーツ庁：障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究

対象	回答者数	調査方法	実施時期	その他
インターネット調査会社が保有する リサーチモニターのうち、以下に 該当する者 ・障害児・者本人あるいは 同居する家族で障害児・者がいる ・障害児がいる場合7歳以上である	5,549人	インターネット	令和3年12月	兄弟、姉妹、第4子以降の子で障害児・者が複数いる場合は、それぞれ年齢が一番上の者についてのみ、回答を依頼

6 スポーツ庁：スポーツの実施状況等に関する世論調査

対象	回答者数	調査方法	実施時期	その他
インターネット調査会社が保有する リサーチモニター ・全国、18～79歳の男女	20,000人	インターネット	令和3年11月	無作為抽出した対象者にメールで協力依頼を行い、目標回収数に達するまで回答をWEBで受付け 調査項目 (1) 健康・体力に関する意識について (2) 運動・スポーツの実施状況と今後の意向について (3) スポーツ観戦について (4) スポーツに関するボランティア活動について (5) 運動・スポーツの価値について

埼玉県スポーツ推進審議会委員名簿

(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

(令和5年3月31日現在・五十音順)

氏名	所属・役職	備考
有川 秀之	埼玉大学・教授	会長
久保 正美	埼玉県スポーツ協会・専務理事	副会長
相澤 和江	彩の国 SC ネットワーク・副理事長	
稲葉 恵美	(株) テレビ埼玉・編成局編成部長	
太田 万郷	埼玉県健康スポーツ医会・理事	
上條 岳	埼玉県学校体育協会・常任理事	
工藤 保子	大東文化大学・准教授	
重田 博	埼玉県障害者スポーツ協会・副会長	
白川 玲子	埼玉県レクリエーション協会・フォークダンス連盟常任理事	
杉田 茂実	埼玉県議会・総務県民生活委員会副委員長	
善福 真凧	スポーツキャリアアドバイザー、クラーク記念国際高等学校・スポーツ教育専攻講師	
竹内佐智佳	ちふれ AS エルフェン埼玉・マーケティング事業部マネージャー	
竹末 愛瞳	公募委員	
増野 秀夫	公募委員	
松本 隆男	埼玉県都市教育長協議会・理事 (蕨市教育委員会教育長)	
宮寺 敏雄	埼玉県スポーツ推進委員協議会・会長	

埼玉県スポーツ推進計画策定経過

年月日	審議会・委員会等	協議事項等
令和3年 9月～ 11月11日	県民意識・実態調査の実施 埼玉県スポーツ推進審議会 (令和3年度第1回)	「スポーツに関する県民意識・実態調査」 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について
令和4年 3月28日	知事から埼玉県スポーツ推進審議会へ諮問 埼玉県スポーツ推進審議会 (令和3年度第2回)	次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について

年月日	審議会・委員会等	協議事項等
令和4年 7月22日	埼玉県スポーツ推進審議会 (令和4年度第1回)	次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について
9月7日	埼玉県スポーツ推進審議会 (令和4年度第2回)	次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について
10月1日 ～31日	埼玉県スポーツ推進計画 (案)に対する県民コメント 制度による意見募集	計画案について県民からの意見募集
11月24日	埼玉県スポーツ推進審議会 (令和4年度第3回)	「埼玉県スポーツ推進計画答申(案)」について
12月9日	埼玉県スポーツ審議会から 知事へ答申	埼玉県スポーツ推進計画について(答申)
12月15日	教育委員会へ意見聴取	ス振第751号
令和5年 1月30日	教育委員会から意見聴取	教保体第1501号
1月31日	知事決裁(議案)	「埼玉県スポーツ推進計画の策定について」
2月20日	2月定例県議会議案提出	第49号議案
3月3日	2月定例県議会 総務県民生活委員会	議案審議・
3月17日	2月定例県議会採決	原案可決(計画策定)

